

官報

号 外
国会会議録

令和八年五月八日

○第二百一十一回 参議院会議録第十一号

令和八年五月八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十一号

令和八年五月八日

午前十時 本会議

第一 国家情報会議設置法案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

日程第一 国家情報会議設置法案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。木原稔国務大臣。

(国務大臣木原稔君登壇、拍手)

○国務大臣 木原稔君 国家情報会議設置法案の趣旨について御説明申し上げます。

この法律案は、重要情報活動及び外国情報活動への対処に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に国家情報会議を設置することとし、その所掌事務等に関する事項を定めるものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国家情報会議は、重要情報活動に関する基本的な方針、外国情報活動への対処に関する基本的な方針等を調査審議することとしております。

第二に、国家情報会議は、議長及び議員で組織することとし、議長は内閣総理大臣を、議員は内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、内閣官房長官、内閣府設置法第十一条の特命担当大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣をもつて充てることとしております。また、議長は、特定の事案に関し、特に集中して調査審議する必要があると認める場合には、議長、内閣官房長官及び当該事案に係る者として議長が指定する議員によって、当該事案についての調査審議を行うことができるほか、必要があると認めるときは、議員以外の国務大臣を、議案を限って、臨時に会議に参加させることができることとしております。

第三に、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、国家情報会議に対し、同会議の調査審議に資する重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報を適時に提供するとともに、議長の求めに応じて、必要な協力等を行わなければ

ならないこととしております。

第四に、附則において内閣法を改正し、内閣官房に国家情報局を置き、同局が重要情報活動及び外国情報活動への対処に関する企画立案及び総合調整、内閣の重要政策に関する情報の収集調査、国家情報会議に関する事務等をつかさどることとしております。

そのほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。松川るい君。

(松川るい君登壇、拍手)

○松川るい君 自由民主党の松川るいです。

会派を代表し、国家情報会議設置法案について質問させていただきます。

敵を知り己を知らば百戦危うからず。孫子の格言は、まさにインテリジェンスの真髄を語っています。敵を知るとは、外部からの情報により相手の能力と意図を把握すること、己を知るとは、自己の脆弱性分析とカウンターステリジェンスに該当します。百戦危うからずとは、勝つというより戦略的奇襲を避けることにあります。平和国家である日本こそ、危機を未然に防ぐためにインテリジェンスの充実が不可欠であります。

しかるに、我が国には、諸外国では当然存在する対外情報庁がまだ存在しません。さらに、関係省庁の一部門としての情報部門はありますが、

その活動は組織ごとの縦割りとなりがちであり、活動全体を俯瞰して分析し、政府として意思決定を行い、指揮する司令塔機能も存在しません。

今回の法案では、国家としての情報分析能力を高め、インテリジェンスの司令塔の強化のために、総理をトップとする国家情報会議を設置するとともに、現在の内閣情報調査室を発展的に解消して国家情報局を設けることとしています。ただ、これらが機能するためには、器の中に魂を入れ、トップの指示が横串となって貫かれるような法的な担保が大切だと考えます。

本法案により、具体的にはどのような改善が期待できるでしょうか。例えば、情報関係省庁から官邸への情報集約が義務的になり、その結果、オール・ソース・アナリシスがより十全にできるようになると理解すればよいのでしょうか。

また、器の中の人材の情報収集・分析能力を強化していくことも欠かせませんが、そのための人材育成は極めて重要で。

これらについて、高市総理の御所見をお聞かせください。

実は、私自身、国会議員になる前、外務省の国際情報統括官組織というインテリジェンス部門で働いておりました。その際にも、米国のCIA、英国のSIS、通称MI6、豪州のASISのような対外情報庁が日本に存在しないことにはじくじたる思いをしてみたりしました。もしも日本に対外情報庁があったのなら、きつと拉致問題はずっと前に解決していたのではないかと思うからです。当時、あるCIAの方から、日本はいつになったら対外情報庁をつくるつもりなのかと聞かれ、十年後を見てほしいと答えたことを思い出します。そのときから十年以上がたっています。私

にとつて、対外情報庁設置は長らくの悲願です。今回の国家情報局設置は、日本が対外情報庁を設立する上での重要な第一歩だと考えています。総理の御所見をお伺いします。

また、情報分析業務については、分析結果への信頼確保等のために政策部門から一定の中立性、独立性が求められますが、この点をどのように確保していくお考えでしょうか。

さらに、情報活動の特性上、秘密裏に推進することが求められますが、一方で、国民の理解を深め、国民によるその在り方に対する意見について検討することも不可欠です。これらをどのようにバランスを取りながら、国家情報戦略の対外公表を進めていくお考えでしょうか。

いずれも木原長官にお伺いします。

最後に、近年、海外発信と思われる偽情報により、世論形成や政策決定をゆがめ、我が国を不利に、あるいは海外の特定国を有利にする動きが見られます。米英豪などの諸外国も法的対策を行っていますが、いわゆるカウンタートンテリジェンスの強化として、日本国内で影響工作を行う個人、法人の登録義務化を含め、どのように対処していくお考えでしょうか。

この点を木原長官にお伺いして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(高市早苗君) 松川るい議員の御質問にお答えいたします。

本法案によって期待される改善点や組織的な人材育成についてお尋ねがありました。

複雑で厳しい国際環境において、的確な意思決定を行っていくためには、国家としての情報力を

高めなければなりません、現行の体制では、政府全体の情報活動を俯瞰してハイレベルな方向付

けを行ったり、それに向けて各省庁の活動を調整したりするインテリジェンスの司令塔機能が十分とは言えませんでした。本法案は、こうした課題に対処すべく、関係閣僚で構成される国家情報会議が情報活動の基本方針を示すこととするともに、国会議を支える国家情報局が基本方針の下で行われる各省庁の活動を総合調整することを定めるものであり、これにより、政府全体の情報活動がより効果的かつ効率的に行われるようになることを考えております。

また、本法案により、各省庁が収集した情報が、国家情報会議、国家情報局に集約されることを制度的に担保することで、より多くの情報による総合分析、つまりオール・ソース・アナリシスが可能となり、政策部門に対する質の高い、時宜にかなった情報の提供が実現するものと考えています。

また、議員御指摘の情報分野における人材育成につきましても、大変重要な課題であると認識しています。国家情報会議が調査審議する基本方針の中で、人事配置、人事交流の在り方や高度な研修の実施などについても、省庁横断的かつ中長期的な目線に立った施策を検討し、実施してまいります。

対外情報機能の充実についてお尋ねがありました。

国民の皆様の安全、安心や国益を守り抜いていくため、我が国の情報力を高めるインテリジェンス改革を一つ一つ着実に前に進めていくことが重要であると考えています。対外情報機能の強化については本法案には含まれていませんが、様々な

方々から御意見を賜りながら、丁寧かつ着実に検討を進めてまいります。

また、本法案は、我が国が直面する困難な課題に的確に対処していくために必要なインテリジェンスの基盤整備を行うものであり、議員御指摘のとおり、対外情報機能の充実を含めたインテリジェンス改革のための第一歩でもあると考えています。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔國務大臣木原稔君登壇、拍手〕

○国務大臣(木原稔君) 松川るい議員より、まず、情報分析の中立性確保についてお尋ねがありました。

情報部門と政策部門の分離と、それによる情報分析の中立性、独立性の確保は重要な課題であります。

これまで、内閣における安全保障分野の政策部門である国家安全保障会議が閣僚級であるのに対し、情報部門は事務次官級の内閣情報会議であり、ランクに差がありました。

また、支える事務局についても、国家安全保障局は企画立案権や総合調整権が付与されているのに対し、内調はそうした権能が付与されていないという差がありました。

これが同格のものとして整備されることで、安全保障政策と情報活動の意思決定メカニズムが別個のものとして議長たる総理の下で機能することとなり、政策部門における予見や期待に左右されにくい情報の客観的な分析、評価を推進する仕組みが整備されることとなります。

また、国家情報局における情報分析業務においても、本法案の趣旨が損なわれることがないよ

う、国家安全保障局等政策部門と連携しつつも一定の分離が保たれるよう、十分配慮してまいります。

次に、政府の取組方針に関する対外公表についてお尋ねがございました。

名称を国家情報戦略とするかどうかは未定ですが、本法案により国家情報会議が設置された場合には、政府の中長期的な情報活動の推進方策を取りまとめた文書を作成、公表することを検討しています。

その構成や中身については、本法案成立後、具體的な検討を進めてまいります。その際には、秘密裏に推進されることの多い情報活動の意義や重要性について、国民の皆様の御理解を深めていただくものとなっているか、政府の取組の方向性を適切に指し示しているか、今後の情報活動への影響が生じないかといった点のバランスに十分配慮してまいります。

次に、カウンタインテリジェンスの強化についてお尋ねがありました。

偽情報、の拡散を含む外国による影響工作については、我が国にとつても安全保障上の脅威であり、選挙の公正や自由な報道といった民主主義の根幹をも脅かすもので、その対策は急務と考えております。

これに対応するため、政府においては、内閣官房副長官の調整の下で関係省庁が協力し、情報収集、分析の充実、情報流通プラットフォーム対外法の運用の徹底、正確な情報発信の強化、各種リテラシー施策の向上等の対策に一体となって取り組んでおります。

本法案により、内閣情報調査室の後継組織の国家情報局に情報活動の企画立案、総合調整に関する

る事務が新しく加わることで、こうした取組を更に強化してまいります。

また、議員御指摘の日本国内で影響工作を行う個人、法人の登録義務化を含めたインテリジェンス関連施策は、様々な方々から広く御意見を伺いつつ検討を進めてまいります。(拍手)

○議長 関口昌一君 小島とも子君。

(小島とも子君登壇、拍手)

○小島とも子君 立憲民主・無所属の小島とも子です。

会派を代表し、ただいま議題となりました国家情報会議設置法案について質問いたします。

本法案、法律案は、形式的に本則十四条、附則五条と比較的短く、中身については、内閣官房にある内閣情報会議を国家情報会議として内閣に置く、また、内閣情報調査室を国家情報局に格上げするという一見シンプルな内容です。

しかしながら、昨年十月、高市政権発足時の自由民主党・日本維新の会連立政権合意書によると、本法律案の後ろには、いわゆるスパイ防止法や対外情報庁といった、我が国の戦後安全保障の在り方を変容させ得る極めて重要な政策テーマが続きます。その皮切りとなる本法律案について、果たして広く国民の間で共通の理解や納得が得られるのか、人権保障の観点からどこまで安心感を持てるのか。こうした点が真の意味で賛否の分かれ目になると考え、以下、全ての質問を高市総理に伺います。

まず、本法律案の必要性と効果についてお尋ねします。

冷戦終結後の我が国を取り巻く国際安全保障の環境は、北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発、

米国における同時多発テロ、隣国中国の経済力、軍事力の著しい増強、また、昨今のロシアによるウクライナ侵攻、イランを中心に緊迫する中東情勢など、極めて厳しくなる一方です。

そうした中、日本のインテリジェンス能力、すなわち国家としての情報収集や分析能力の強化は、常に重要な政策課題であり続けてきました。

とはいえ、今回の国家情報会議、国家情報局の設置案は、高市政権の誕生により急速浮上したように見え、唐突感を拭えません。

政府として、どのような背景の中、いかなる必要性から、そしてなぜ今、本法律案を提出したのでしょうか。また、本法律案が成立すると、具体的にどのような効果が期待できるとお考えでしょうか。丁寧かつ具体的な説明を求めます。

次に、高市政権の目指すインテリジェンス体制の理念について伺います。

政府のインテリジェンス機能とは、国の進む先にリスクの芽があればそれを摘み取り、落とし穴があればそれを回避する、また、相互不信や利益衝突による対立の深刻化を避け、対話による外交努力を下支えするための道具であるべきです。

総理も御存じのように、日本国憲法の三大原則とは、国民主権、基本的人権の尊重、そして平和主義であります。本法律案で設置される国家情報会議とは、日本国憲法の三大原則の一つ、平和主義の精神にのっとった、我が国がこれまで貫いてきた専守防衛の基本方針と整合性のある安全保障政策を支える組織と考えてよいのでしょうか。明確な答弁を求めます。

続きまして、本法律案によって国の情報機関に新たな調査権限や捜査権限などが与えられるかについて質問します。

本法律案は、閣僚級、内閣に閣僚級の司令塔組織を置くことによって、政府内部の情報集約や総合的な分析及び評価、また、内閣の立場から行う企画立案、総合調整のための体制を整備するものと伺っております。

つまり、インテリジェンスの領域にも存在する縦割り行政の弊害を是正し、情報の一元化、集約化を通して誤差の少ない情報を効果的につなぐことで、より有益な分析、言わば解像度の高いビッグピクチャーを捉えようとするものと私なりに解釈をしています。

今回はそれが狙いであり、調査や捜査の権限は新たに付与しない。例えば、警察庁や公安調査庁、防衛省や外務省、また、現在内閣官房に置かれている内閣情報調査室の後継として新設予定の国家情報局には、現在与えられている情報収集の権限に追加、拡大されるものは何もない、そのように考えてよろしいでしょうか。

また、仮に新しい調査権限や捜査権限が付与されなくても、政府がインテリジェンス全般を活性化させようとしていることに違いはなく、そうである以上は、杞憂だ、心配する必要のないことを心配しているだけと切り捨てるのではなく、政府の秘密の活動によって人権が侵害されるかもしれない、侵害されても気付くことすらできないのではという国民の深刻な懸念や不安に政府はしっかりと応える責務があります。

本法律案の運用に当たっては、個人情報やプライバシーの保護などの人権保障について、政府として、原理原則の明確化、情報機関に対する監査、監督の枠組み構築、また記録保存など事後検証を可能とする仕組みの設置などを検討するお考えはあるのでしょうか。

衆議院内閣委員会において木原官房長官は、プライバシーの権利は不当に侵害してはならない、これは憲法に規定されている大前提と答弁しています。官房長官の答弁同様、総理もそれが大前提と本気で考えるのなら、個人情報やプライバシーの保護など人権保障の仕組みや、政府の説明責任として、例えば定期的な国会報告、情報監視審査会の権限強化など、本法律案に追加、修正を行うべきではないでしょうか。

少なくとも、情報活動の中長期方針を記載する文書、仮称、国家情報戦略の中に人権保障の仕組みや政府の説明責任を盛り込むことは最低限必要と考えますが、総理はどのようにお考えか、その理由も併せて御説明ください。

続いて、本法律案の条文から読み取れる、ある懸念についてお尋ねします。

本法律案第二条のテロリズムは、同条重要情報活動に関連する重要な国政の例示であるとの位置付けであり、もう一つの調査審議事項である外国情報活動への対処には、外国の利益を図る目的で行われるものという限定が付されています。これらのことから、テロリズムには、他国のテロ組織によるものだけでなく、日本人テロリストや日本のテロ組織によるものも含まれると読み取れます。したがって、テロを行う疑いのある日本人や日本人により構成される団体は、国家情報会議や国家情報局に関心を寄せられ、監視対象とされる可能性があると理解で間違いではないでしょうか。また、総理は衆議院において、外国勢力によるものでない、我が国の市民団体等の活動については、調査審議事項にはなりませんと答弁する一方、別の答弁で、デモが過激化して一般の方々への危害が及ぶ事態に発展するかどうか、また、あ

る主張をするデモ隊とその反対の主張をするデモ隊が衝突して危険な状態が生じる可能性があるかどうかといった観点から関心を寄せることはあり得るとしています。

先ほどの質問のテロとこのデモとは、音声こそ似ていますが、内容は全く別物です。しかし、総理の答弁も併せて考えると、結論として、テロでもデモでも政府当局が懸念や疑念を抱けば、それを行う日本人に関心を寄せる、監視対象とすることはあり得るとの理解で正しいでしょうか。

さらに、当局が関心を寄せる、監視対象とする判断基準や、そうした行動を起こすための手順や手続は一体どのようなになっているのでしょうか。

例えば、任意捜査を除き、警察や検察の捜査では、捜査機関から令状請求を裁判官が受け、審査の上、相当な理由があると認めれば許可し、書面を発付してから捜査機関の捜査が始まります。これは、憲法の基本原理である基本的人権の尊重にのっとり、不当な人権侵害を防ぐために、事前に裁判官のチェックを受ける令状主義に基づくものです。

これと比べると、インテリジェンス活動の判断基準や、その活動の手順、手続については、当局が恣意的に行っている疑いが拭えません。その合理性や適法性、客観性などはどう担保されているのでしょうか。具体的かつ論理的な答弁を求めます。

世界では今、SNSやAIを悪用した世論操作などの影響工作は、単なるフェイク情報の拡散にとどまらず、民主主義の中核のプロセス、すなわち意思の形成や、国内の選挙など統治の正当性そのものを侵食する、安全保障上、最も深刻なリスクの一つと言われています。この十年、重立った

事例を振り返るだけでも、二〇一六年のアメリカ大統領選挙におけるロシア系組織の介入、二〇二〇年、二〇二四年の台湾総統選挙における中国系とされる工作活動など、枚挙にいとまがありません。

我が国もこれまで、他国同様、外国からの影響工作、例えばSNSなどを通じた選挙への介入や社会の分断を狙った工作などを受けたことがあるのでしょうか。

また、政府として、国外からの世論操作など影響工作について、どの程度深刻な安全保障上の脅威として認識しているのでしょうか。

さらに、こうした影響工作を実際に受けた場合、本法律案の外国情報活動への対処として、どのような対処を行う考えなのか、基本的、概略的な説明を求めます。

ここまでは影響工作を受けた場合についてお尋ねしましたが、今度は影響工作を行うことについてお尋ねします。

こうした影響工作は、何も外国からに限っていても、特定の勢力を勝たせようとしたり、あるいは対抗する勢力を不利な状況に導くために、SNSやAIなどを悪用して世論を誘導する行為が行われている疑いが指摘されています。

このようなSNSなどを使って政治に影響力を与えるとか選挙結果をゆがめようとする行為は、本法案に明記されている重要情報活動と言えるのでしょうか。また、国内で行われているこうした行為は、国家情報会議あるいは国家情報局での調査審議の対象となるのでしょうか。

そうした中で、高市総理周辺が関わったとされる、ある重大な疑惑が浮上しています。一部メ

ディアの報道によると、さきの自民党総裁選や衆議院議員総選挙において、高市総理陣営が、総裁選の他の候補や総選挙の野党候補を誹謗中傷する動画を大量に作成し、SNSに大量に投稿、拡散していたのではないかと疑います。

事実だとすれば、選挙の正当性が疑われ、民主主義の根幹をも揺るがしかねない重大な問題と考えますが、本件で関与が指摘される地元の公設第一秘書ら関係者に確認した上で、こうした事実があったのか否か、正確なところをしつかりと御答弁ください。

また、高市総理は衆議院の審議において、現役の総理大臣を勝たせる目的として情勢等を調査するようなことは、これまでも行っていないと聞いていますし、今後も行うことはありませんとか、スキャンダルについて、専らマスコミや野党の追及をかわすといった目的だけで情報活動を行うということは、現在も想定されませんし、今後も行われることはない、それはあつてはならないと考えておりますなど、選挙や政治一般について、立派で潔癖な、あるべき姿勢を貫く答弁を繰り返されてきました。

ならば、政権の維持や党派の利益のために情報機関を利用すること、例えば、選挙で総理、与党側を勝たせる目的で情勢を調査するとか、政権内に発生したスキャンダルの追及に関して野党やマスコミの動向を探るなど、言わば時の政権によるインテリジェンスの政治化は許されないのではないですか。この点についても明確な答弁を求めます。

最後になりますが、本法律案のテーマはインテリジェンス機能の強化です。そして、その上位テーマにあるのが、上位にあるテーマが平和で

す。平和と対になる言葉は戦争。命を理不尽に奪う戦争は、疑いもなく究極の人権侵害です。しかし、究極の人権侵害を防ぐために、個人情報やプライバシー保護の人権保障を犠牲にしてよいという立場に私は立ちません。命が大切にされると同時に、一人一人の人権がしっかりと守られる社会の実現、ここにいらっしゃる全ての方々とこの目標を共有することができると信じ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(高市早苗君) 小島とも子議員の御質問にお答えいたします。

本法案の必要性及び具体的な効果についてお尋ねがございました。

昨今の国際環境は複雑で厳しいものとなっており、サイバー攻撃、偽情報の拡散、影響工作、国際テロといった様々な脅威に加え、経済安全保障や先端技術をめぐる国家間競争も深刻な情勢にあります。

そのような中、政府は、深刻な脅威が顕在化するまで待つのではなく、能動的にその兆候を把握していくことで、危機を未然に防ぎ、国民の皆様

の安全と国益の確保を図る必要があります。

本法案は、こうした政府のインテリジェンス機能を強化するために必要となる基盤整備を行うものであり、国家情報会議において政府統一的な情報活動等に関する基本的方針を定めることにより、同方針の下、より明確な役割分担や優先順位付けが行われ、政府の情報活動のパフォーマンスを最大化、最適化できると考えています。

また、国家情報局の総合調整により、情報の集約や総合分析力が強化され、政策部門に対して、

より多く、質の高いインテリジェンスを提供することが可能になると考えます。

国家情報会議と専守防衛についてお尋ねがありました。

本法案により、政府において閣僚級の国家情報会議を内閣に設置し、情報活動の基本方針を示すこととしています。これは、御指摘の安全保障分野を含め、政策部門の的確な意思決定を情報面で支援することを企図したものでございます。

我が国は、平和主義の理念を掲げる日本国憲法の下、専守防衛を我が国防衛の基本的な方針としていますが、国家情報会議は、当然ながら、こうした基本的な方針の下に行われる政策部門の的確な意思決定を情報面で支えるものです。

情報収集の権限についてお尋ねがありました。本法案は、インテリジェンスの司令塔機能を強化するため、政府の情報活動に関する基本方針を調査審議する国家情報会議と各省庁が行う情報活動の総合調整を担う国家情報局を設置することを内容とするものです。

よって、本法案は、議員御指摘のとおり、国民の皆様から情報を取得することを容易にするような新たな捜査権限、調査権限を国家情報会議、国家情報局にも各インテリジェンス関係機関にも新設したり拡充したりするものではありません。個人情報やプライバシーの保護についてお尋ねがありました。

政府が行政事務を遂行するに当たって、憲法に保障された国民の権利利益を尊重し、また、個人情報保護法、公文書管理法、情報公開法などの関係法令に定められたルールに従うことは当然のことです。

各省庁の情報活動も、こうした原理原則にのっ

とりながら、これまでと変わらない権限の範囲内で、所管大臣の監督の下、適正に行われるものであることから、議員御指摘のような仕組みを本法案に設けることはしていませんが、政府としては、この点についても国会からお求めがあれば適切に御説明してまいります。

また、作成、公表を検討している政府の情報活動の中長期的な推進方策の内容については、本法案を成立いただいた後、国家情報会議において議論をしてみたいと思いますが、個人情報やプライバシーの保護を無用に侵害するような情報収集、提供を行わないための方策などについても検討することとなると考えております。

テロを疑う、テロを行う疑いのある日本人や日本の組織についてお尋ねがありました。

本法案において重要な国政の運営の例示として明記されているように、テロリズムを未然に防止することは国家として極めて重要です。我が国において発生を防止すべきテロリズムは、外国人が企図するものに限られるわけではなく、議員御指摘のとおり、仮に日本人又は日本の組織、団体がテロリズムを企て、国民の生命、財産を脅かそうとしているのであれば、情報部門においてその実態解明を進めることは当然であり、各省庁によるこうした活動を国家情報会議で調査審議することもあり得ると考えております。

政府による情報活動の合理性、適法性、客観性の担保についてお尋ねがありました。

まず、議員御指摘の私の答弁についてですが、国家情報会議、国家情報局や各インテリジェンス関係機関の所掌事務を踏まえれば、デモが過激化して国民に危害が及ぶような事態については関心を寄せることがあり得ると、当然のことを申し上げ

げたものです。よって、何の事情も認められない中で、情報機関が漫然と監視を行うことを答弁したものではありません。

もとより、政府が行う情報活動一般と議員御指摘の裁判官の令状を得て行う刑事訴訟法上の強制捜査とを比較すると、その手続のみならず、目的や手段、強制力といった点に関して大きく異なるため、両者を一概に比較することは困難ですが、いずれにしても、情報活動に限らず、政府が行政事務を遂行する際は、憲法を遵守し、関係法令に則して、合理的かつ適正に行うべきことは当然であると考えております。

外国からの影響工作についてお尋ねがありました。

外国による影響工作は、我が国にとっても安全保障上の脅威であり、選挙の公正や自由な報道といった民主主義の根幹をも脅かすものであると認識しています。これに適切に対処すべく、政府においては、内閣官房副長官を長として関係省庁が協力し、情報収集、分析の充実、情報流通プラットフォーム対処法の運用の徹底、正確な情報発信の強化、各種リテラシー施策の向上などの対策に取り組んでいます。

選挙について申し上げます。先般の衆院選に際し、外国のものと疑われる不審アカウントが選挙に関する不審な内容を投稿している動向を一定数把握し、プラットフォーム事業者に情報提供を行うなどの対応を取りました。

国家情報局が設置された後は、関係省庁間の連携を更に強化し、政府として影響工作への対応を一層進めてまいります。

SNSやAIを悪用した影響工作についてお尋ねがありました。

選挙において外国勢力が政策や世論を自国優位

に誘導しようと偽情報を拡散するなどの影響工作を行うことは、民主主義の根幹を成す選挙の公正を揺るがすもので、国益を害する重大な挑戦であると捉えています。その手口や実態を解明することは、本法案に定める外国情報活動への対処に該当し得るものであり、また、本法案に定める重要情報活動としての側面を持ち、国家情報会議の調査審議事項になると考えています。

他方、外国勢力によるものでない我が国の市民団体等の活動については、調査審議事項にはなりません。

私の陣営によるSNS投稿に関する週刊誌記事についてお尋ねがありました。

報じられた内容について事務所の職員に確認をしましたが、高市事務所及び高市陣営においては、昨年の自由民主党総裁選及び本年の衆議院選挙において、高市事務所が運営するアカウントでのSNS発信は行いましたが、それ以外のアカウントでの発信は行っており、また、他の候補に関するネガティブな情報を発信する、あるいはそのような動画を作成して発信するといったことは、一切行っていないという報告を受けております。

インテリジェンスの政治化についてお尋ねがありました。

まず、政治的中立性に関して申し上げます。各インテリジェンス機関において特定の党や候補者を利するような目的で情報活動を行うことはしていませんし、今後も行うことはありません。また、そのような目的で情報活動を行うことを内閣総理大臣やあるいは官房長官を含めた政策部門が各インテリジェンス機関に対して指示することとは、当然ありません。(拍手)

○議長(関口昌一君) 堂込麻紀子君。

(堂込麻紀子君登壇、拍手)

○堂込麻紀子君 国民民主党・新緑風会の堂込麻紀子です。

ただいま議題となりました国家情報会議設置法案について、会派を代表し、質問いたします。

国民民主党は、昨年十一月、そして本年三月に、外国による不当な影響力の行使の脅威に備える議員立法、インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案を衆議院に提出をいたしました。

同法案は、四月二十二日の衆議院内閣委員会では趣旨説明の聴取が行われ、政府案と並行して審議されるに至りました。残念ながら賛成少数で否決をされましたが、従前から国民民主党がインテリジェンス政策を国力を左右する重要政策の一つと位置付けてきたことを明確に示すことができ、国会論議の場において大きな足跡を残すことができましたと考えます。

本日は、インテリジェンス政策に関する諸課題などについて、総理の率直なお考えをお聞きしていきたいというふうに考えます。

まず第一に、透明性や政治的中立、民主的統制と本法案の関係について伺いをしていきます。

国民民主党の議員立法では、インテリジェンスに係る態勢の整備の推進は、一つに、透明性を図ることが重要、二つに、政治的中立及び民主的統制が確保されるようにする、三つに、国家の存立に関わる重要な課題であるとの認識の下に行わなければならない、四つに、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないと、それぞれ基本理念が規定をされており、本法案で政治的中立の確保などが条文に盛り込

まれている理由として、衆議院内閣委員会において木原内閣官房長官は、国家情報会議設置法案は会議体を設置するいわゆる組織法であり、ほかの組織法では規定されていないようなことを本法案のみで規定するということは、法体系全体の中で特別な意味合いを付与してしまうおそれがある旨の答弁を行っております。

インテリジェンス政策の推進においては、本法案の条文にはなくとも、こうした点を重視していくべきだと考えます。透明性、政治的中立及び民主的統制の確保などを始めとした先述の四つの点の重要性について、それぞれどのように考えておられるのか、総理の率直な見解を伺います。

第二に、少し時間軸を先に進め、一点目と同様の点について伺います。

今回の国家情報会議設置法が第一段の位置付けだとすると、第二段とされる対外情報庁の設置、インテリジェンス・スパイ防止関連法制、こちらは、自由民主党と日本維新の会の連立政権合意書によりまずと、基本法や外国代理人登録法、そしてロビー活動公開法などを指すようですが、第二段の法案には、政治的中立及び民主的統制の確保、国民の自由と権利の尊重などの基本理念のようなもの規定される見通しがあるのでしょうか。この点について、総理に伺います。

第三に、国民の理解の増進及び信頼の向上について伺います。

衆議院内閣委員会で総理は、名称を国家情報戦略とすることが未定であるけれども、新設される国家情報会議において、政府の中長期的な情報活動の推進方策を取りまとめた文書を作成し、公表できる範囲内でこれを公表するということを検討してまいりますとお答えをしております。ま

た、この取りまとめ文書は、数年単位でしか見直しをしないと硬直的に考えているわけではないという答弁もされております。

これに関連し、衆議院内閣委員会に参考人として出席した小林良樹教授は、国民からの理解の不足は、中長期的には、インテリジェンス組織あるいは活動の正当性、いわゆるレジティマシーにネガティブな影響を与え、その機能の低下につながる可能性も否定できませんと述べられております。

インテリジェンスに対する国民の理解の増進及び信頼の向上の重要性についてどのように考え、具体的にどのようなことを実施していくのか。国家情報戦略的なものを国会に報告し、公表するのみならず、更に一歩進めて、インテリジェンス白書のような年次レポートを出すことはできないのでしょうか。総理の見解を伺います。

第四に、インテリジェンスに係る人材の確保、適切な処遇について伺います。

衆議院内閣委員会で総理は、中途採用も含めて優れた人材を獲得する、能力主義で採用する、インテリジェンス関係機関にもAIなどに関する専門的な知見を備えた人材を確保するということが必要であるといった答弁をなされています。

昨今の厳しいだけではなく展開が大変早い国際情勢を的確に把握し、速やかな意思決定につなげていくことを実現させていくためにも、インテリジェンスに係る総合調整機能を持つことになる国家情報局には、AIやサイバーセキュリティ、そして経済安全保障などに関する専門的知見を有する人材を確保していくことが極めて重要であると考えます。こうした有用な人材の確保に向けて、処遇面も含めて、どのようなことをお考えな

のか、総理の展望を伺います。

第五に、情報業務に従事する者及びその家族の安全の確保について伺います。

衆議院本会議で総理は、対外情報機能の充実に当たるに当たっては、その最前線で情報業務に従事する職員やその御家族の安全を確保することや、必要な支援を行うことについても多角的な検討を進めてまいりますと答弁をされております。この点について、具体的に踏み込むとすれば、例えば、任務の性質上、本来の身分を明かせないインテリジェンス担当者などが、本人にひも付かない身分、つまり仮装身分を使用することを法的に可能とし、それに基づいたパスポートなどの公的書類の発行を行うこと、さらには、情報業務に従事する者やその家族の身の安全を守るために、国内外にセーフハウスを整備することなども将来的には検討の射程に入ってくるのでしょうか。総理の見解を伺います。

第六に、内閣情報分析官に期待する役割について伺います。

特定の地域又は分野に関する特に高度な分析を担当している内閣情報分析官は、現在八名いると承知をしております。現在の内閣情報調査室の体制と比べ、質、量共に充実した情報が国家情報局に集まってくるのが期待される中で、内閣情報分析官の役割はますます重要になるというふうに考えます。国家情報局創設後の内閣情報分析官にどのような役割を期待されているのでしょうか。その増員などは検討されているのでしょうか。総理の見解を伺います。

第七に、国際的な情報連携の重要性について伺います。

国家情報会議、国家情報局が創設された後は、

今般の中東情勢のような危機的な事態に直面する際、質、量共に充実した情報収集が行われ、政策に活用することが本当にできるのでしょいか。そのためには、同盟国、同志国との情報連携を深めることが不可欠だと考えます。総理の決意を伺います。

第八に、情報保全の強化の必要性について伺います。

本法案で、現状よりもインテリジェンス能力が強化をされ、重要な情報が国家情報局や国家情報会議に集約されることが想定される中で、それらに關与する議員や職員などの人的側面のほか、施設や設備も含めた情報保全の強化を図る必要性が高まると考えます。こうした点について、制度面や予算面も含め、どのように考えていくのでしょうか。総理の見解を伺います。

最後、第九に、インテリジェンス・スパイ防止関連法制の策定スケジュールについて伺います。

国家情報会議、国家情報局を創設する本法案だけでは、言わば器をつくつたにすぎず、外国からの情報の窃取を防ぐことにはなりません。課題を安易に先送りすることなく、速やかに有識者会議を立ち上げ、まとまつた法案から秋の臨時会にも提出すべきだと考えますが、総理の意気込みを伺います。

今回の法案は、インテリジェンスの司令塔機能を強化することにより、政策部門の的確な意思決定を支え、危機を未然に防ぎ、国民の安全や国益を戦略的に守る取組を強化しようとするものと理解しております。ただし、個人情報やプライバシーが無用に侵害されることのないように十分な配慮を行うこと、政治的中立を損なう情報収集は

行わないことが、その運用においてしっかりと担保されることが極めて重要であることを指摘し、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(高市早苗君) 堂込麻紀子議員の御質問にお答えいたします。

インテリジェンス施策推進上の基本理念についてお尋ねがございました。

まず、透明性についてですが、情報活動には一定の秘匿性が求められる一方で、記録や資料は適切に法令の定めに従い公文書として保管し、事後の歴史的検証に備えることで透明性を確保すべきと考えます。

次に、政治的中立についてですが、公務員が全体の奉仕者として職務を遂行することは憲法上の要請であり、インテリジェンス施策の推進に当たつて、これを逸脱することがあつてはなりません。

また、民主的統制について本法案に関し申し上げれば、閣僚級の国家情報会議が政府における情報活動の基本方針を定めていくことは、まさに政治による行政の監督であり、すなわち民主的統制の強化に資するものと考えています。

今後、本法律案以外のインテリジェンス施策を課題とするに当たりましては、国民の権利義務に直接關わる制度を検討することも考えられることを踏まえ、民主的統制の観点が一層重要になると考えています。

国家の存立に關わる重要な課題であるとの認識についてでございますが、複雑で厳しい国際環境において、国家としての情報力を高めることは、国民の皆様の安全や国益の確保のため必要不可欠

であると、かねてより申し上げてきました。

最後に、国民の自由と権利の尊重についてですが、本法案が内容とする国家情報会議や国家情報局の運用に限らず、インテリジェンス施策を検討し、実施していくに当たつて、憲法に保障された国民の自由と権利を尊重することは当然のことと考えています。

以上、申し上げましたとおり、お尋ねのいずれの点についても、御党と認識や基本理念を共有できていると考えております。

今後立案される法案に政治的中立などの基本理念が規定されるのかということについてお尋ねがありました。

本法案以外のインテリジェンス施策については、現在、論点整理を行っている段階であり、確定的なことは述べられませんが、御指摘の政治的中立及び民主的統制の確保、国民の自由と権利の尊重といった基本理念を御党と共有できていることは先ほど申し上げたとおりであり、必要に応じ、新規制度に反映させていくことは重要だと考えております。

情報活動に關する国民の皆様の理解増進や信頼の向上についてお尋ねがありました。

政府が行う情報活動について、国民の皆様の理解を深めるとともに、その信頼を向上させていくことは重要なことと認識しております。

そのため、政府が行う情報活動の実施状況やその成果としての脅威評価に關しては、業務上の支障が生じるおそれがあるものを除き、国会からのお求めに対するものも含め、適切に御説明をするとともに、公表可能なものがあれば公表してまいりたいと考えております。

一方で、情報部門の活動結果を一部反映させた

形で、様々な白書等の文書が関係当局によりそれぞれに作成、公表されています。よつて、重ねて内閣官房の新組織において同様の取組をすることについて、現時点では具体的な検討は行つておりません。

なお、政府の中長期的な情報活動の推進方策を取りまとめた文書については、戦略という性質上、毎年更新するものではないものの、国民の皆様の御理解を深めていただくためにも、作成、公表することを検討してまいります。

専門人材の確保についてお尋ねがありました。昨今のインテリジェンス業務の高度化の状況を踏まえ、御指摘のとおり、AIやサイバーなどに関する専門人材の確保は重要な課題です。

現在、特定任期付職員として指定職相当の俸給などにより民間出身の高度専門人材を登用したり、民間企業の優れた技術者の方々に、キャリアステップとして有用だと御本人や企業に思つていただける形で政府への出向を募つたりしています。こうした官民交流による専門人材の確保も進めてまいります。

また、プロパー職員の採用についても、インテリジェンス業務の魅力を訴えつつ、中途採用を積極的に行い、即戦力の確保に努めてまいります。仮装身分での活動及び職員等の安全確保措置についてお尋ねがありました。

外国の情報機関の職員が別の身分によつて職務に当たることが許されていたり、情報機関の職員による行為について一定の場合に違法性が阻却されたりする例があることは承知しております。また、我が国においても、警察において一定の犯罪を捜査するに当たつて仮装身分による捜査が導入され、昨年一月に実施要領が定められました。

我が国の情報活動においてこうした方法を取る
ことの適否につき、まだ定まった方針はありませんが、有効性や危険性などを踏まえた導入可能性
については研究すべき課題の一つだと考えていま
す。

また、対象国の機関や対象組織が情報活動に従
事する者に危険を及ぼす可能性も視野に入れれ
ば、十分な安全対策を講ずることは重要です。い
わゆるセーフハウスと呼ばれる安全な拠点や住ま
いの確保もまた、研究課題の一つだと考えており
ます。

内閣情報分析官に期待する役割と増員について
お尋ねがありました。

内閣情報分析官は、内閣情報調査室において、
官邸や国家安全保障局を始めとする政策部門の情
報関心に応えるべく、中長期的な国際情勢などの
展望や評価について、オール・ソース・アナリシ
スの手法も活用した高度な分析を行っています。

本法案により、内閣情報調査室の後継組織であ
る国家情報局に総合調整に関する事務が新たに加
わることで、より高い水準の情報に国家情報局に
集約され、分析レベルの更なる向上が期待されま
す。

また、組織の体制整備を進める上で、御指摘の
内閣情報分析官を含む専門人材の確保は重要な課
題と認識しており、中途採用も含めて、人材の登
用、確保を着実に進めていく考えです。

情報収集と政策への活用や、同盟国、同志国と
の情報連携についてお尋ねがありました。

外国における軍事紛争の勃発のような危機発生
時には、邦人の保護、重要物資の安定供給を含む
経済の安定化、国際協調の下での外交的取組な
ど、様々な対応を取ることが求められます。それ

を的確に行うためには正確な情報の把握が鍵とな
ります。

本法案により整備される司令塔機能は、まさに
このような局面において力を発揮することが期待
されるものであり、政府一体となった情報収集活
動や総合分析を円滑かつ強力に行っていく考えで
す。

このようなケースにおいては、我が国独自の情
報収集、分析とともに、御指摘の同盟国、同志国
との情報協力が死活的に重要です。国家情報局の
総合調整の下に緊密な連携を図る所存であり、ま
た、そのために平素から深い信頼関係を醸成する
よう努めてまいります。

情報保全の強化についてお尋ねがありました。
国家としての情報力を高めるためには、国家情
報会議や国家情報局に収集、集約される情報の保
全を確保することも重要です。

人的側面については、国家情報会議に出席した
者には本法案により守秘義務が掛かるほか、国家
情報局で勤務する職員は、取り扱う情報の秘匿度
を踏まえ、適性評価の実施やそれまでの経歴も考
慮した人事配置などを適切に行ってまいります。

施設、整備につきましては、施設、設備につ
きましては、国家情報局では、現在の内閣情報調査
室で行っている執務室における生体認証による入
退室の管理、共有フォルダへのアクセス権の職員
ごとの設定、執務室への許可を得ない電子機器等
の持ち込みの禁止といった保全措置を引き続き講
じていく考えです。

国家情報会議が調査審議する基本方針の中
でも、省庁横断的かつ中長期的な目線に立った情報
保全の一層の強化策を検討、推進してまいりま
す。

有識者会議の立ち上げや関連法案の早期提出に
ついてお尋ねがありました。

本法案は、複雑で厳しい国際環境において、国
民の皆様の安全や国益を守るために進めなければ
ならない改革の第一歩であります。議員御指摘の
とおり、器、すなわち政府の情報活動の基盤整備
を図るものであります。

そして、当然のことながら、検討を進めなけれ
ばならないインテリジェンス施策は、本法案だけ
ではありません。本法案を成立させていただいた
後、その他の様々なインテリジェンス施策を検討
していく際には、国民の権利義務に直接関わるよ
うな法制度を検討することも考えられることを踏
まえば、政府として、様々な御意見を賜る必要
があることから、御指摘のような有識者会議で多
角的に御議論いただくことも重要だと考えており
ます。

現時点では、関連法案の立案に向けた検討状況
やスケジュールをお示しできる段階ではありません
が、各インテリジェンス施策の検討を丁寧かつ
着実に進め、実行に移せるものから実行してまい
ります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 窪田哲也君。

(窪田哲也君登壇、拍手)

○窪田哲也君 公明党の窪田哲也です。

会派を代表して、政府提出の国家情報會議設置
法案について、高市総理と木原官房長官に質疑を
行います。

現下の国際情勢から、政策決定に資するインテ
リジェンス機能の強化は必要です。しかし、戦前
の教訓や情報機関による過去の人権侵害事案など
から、プライバシーの保護や政治的中立性を担保

すべきとの声があるのも事実です。高市総理自ら
が強調されるように、国論を二分する政策だけ
に、議論の深化と国民への丁寧な説明が求められ
ます。

初めに、情報戦の重要性について伺います。

諸外国に比べて、我が国のインテリジェンス機
能は脆弱だと言われますが、その背景や要因につ
いてどのように認識されていますか。仮に脆弱と
するなら、どのような不都合が生じていると考え
ますか。総理の認識を伺います。

元米国家安全保障會議東アジア担当部長クリ
トファー・ジョンストン氏は、先月二十九日の日
経新聞インタビューで、我が国のインテリジェ
ンス機能強化について、米国は日本の情報機関の機
能強化を歓迎するとしています。我が国は米国に
対し、安全保障面で過度に依存してきましたが、
同様にインテリジェンス面でも過度に依存してき
たのではないかと指摘があります。政府の認識
はいかがでしょうか。また、そのことによつて、
例えばイラクの大量破壊兵器の問題など、我が国
の政策判断に影響はなかったと考えますか。総理
に伺います。

情報機能の強化に対し国民が懸念を抱くのは、
活動の内容が明らかにされないため理解されにく
いのに加え、公的記録が少なく、かつ歴史的にプ
ライバシー権や思想、良心の自由の問題と結び付
きやすいことにあると思われます。

木原官房長官に伺います。

外務省が発行する外交百年史のように、我が国
になぜインテリジェンス通史が存在しないので
しょうか。政府が設置を目指す国家情報會議につ
いては、その議事録を作成し、配付文書、資料と
ともに公文書として適正な期間保存すべきと考え
ますが、政府の認識はいかがでしょうか。

我が国インテリジェンス機関の活動によって、過去、プライバシー権や思想、良心の自由、表現の自由、知る権利など、人権が侵害された事案があります。日弁連の意見書によると、公安調査庁による元公安調査庁職員へのプライバシー侵害、平成十六年二月二十五日東京高裁判決、岐阜県警によるプライバシー侵害、令和六年九月十三日名古屋高裁判決などです。

政府はそれらに対し、どのような認識を持っていますか。反省と対策はどうなっているのでしょうか。高市総理の見解をお尋ねします。

活動の範囲と政治的中立性、国民の権利保護について、四点、高市総理に伺います。

国家情報会議が調査審議の対象とする重要情報活動については、過度に広範になることなく、政策部門における対応のために必要と認められる範囲の情報に限ることが必要です。その旨、衆院内閣委員会の附帯決議にも盛り込まれています。

国家情報会議が調査審議の対象とする重要情報活動の範囲を教えてください。また、運用がその趣旨に沿ったものであることを誰がどのように判断、評価するのでしょうか。

衆院内閣委員会の附帯決議には、個人情報やプライバシーの保護への十分な配慮、目的外利用を厳に慎むことが盛り込まれました。趣旨に沿った運用であることを誰がどのように判断、評価するのでしょうか。

重要情報活動及び外国情報活動への対処に当たって、政治的中立性を損なう情報収集を行わないことも衆院内閣委員会の附帯決議に盛り込まれました。どう政治的中立性を確保するのでしょうか。例えば、日弁連は意見書で、独立した第三者機関による監督を制度化すべきと求めています。

これに対する総理の見解はいかがでしょうか。

プライバシー保護や政治的中立性について、本法案が適正に運用されていることを示し、国民の懸念を払拭するため、活動内容を適時適切に国会に報告し、説明すべきと考えます。さらに、国家情報基本戦略には、プライバシー保護や政治的中立性の確保について、その具体的方策を盛り込むべきと考えますが、総理のお考えを伺います。

与党の連立政権合意書に盛り込まれた内容について尋ねます。

与党の連立政権合意書には、スパイ防止関連法の速やかな法案策定と、令和九年度までの対外情報庁創設が盛り込まれています。それぞれの法制化に向けた議論の現状、法案提出の見通しについて、総理、教えてください。

同合意書には、情報要員を組織的に養成するための機関として、令和九年度までに省庁横断的な情報要員養成機関の創設が盛り込まれています。どのような組織を想定しているのでしょうか。木原官房長官に伺います。

インテリジェンス機能の強化に当たっては、我が国同様に議院内閣制を取り、国家規模も似通っている英国をモデルとするのがふさわしいとの指摘があります。しかし、英国のインテリジェンスが強いのは、UKUSAの一員として、膨大な全UKUSAインテリジェンスシステムからデータと情報を引き出すことができるからだともされます。だからといって、米国のような資金、人員規模を簡単にまねすることもできません。我が国はいずれのインテリジェンス先進国をモデルに機能強化を図るのがふさわしいと考えますか。木原官房長官に伺います。

ジオイント分野において、独自衛星を持つ我が

国は、一定の能力を保持しているものと理解しています。しかし、内閣衛星情報センターは、人的規模が限られていることや二十四時間体制でないことなど課題があります。政治的、地理的制約にとられない人工衛星による情報収集がますます重要となる中、同センターの体制強化に向けた考へについて、木原官房長官に伺います。

情報戦や認知戦が安全保障上の重要な領域となる中、偽・誤情報に対する国民の耐性を強化する必要があると考えます。近年、教育現場で情報リテラシー教育が進む一方、中高年がアルゴリズムなどの影響被害を受けやすいという問題や、災害時に偽・誤情報が拡散され、混乱を起こす問題も指摘されます。

情報リテラシーの向上が急がれる中、例えばフィンランドでは、隣国ロシアによる情報工作への対抗策として、メディアリテラシー教育が一定の成果を上げているそうです。そうした取組を参考にするなど、我が国も全ての世代を対象とした情報リテラシー教育に一層力を入れるべきと考えますが、総理の御所見を伺います。

世界秩序が大きく揺れ動き、我が国もまた、他の影響力工作等によって平和と安全を脅かされかねません。そうした中で、公明党はあくまでも、国民合意を第一とする謙虚な姿勢で、漸進的に、国民の、国の根幹に関わる政策を進めることを誓い、質疑といたします。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣（高市早苗君） 窪田哲也議員の御質問にお答えいたします。

我が国のインテリジェンス機能に関する評価や米国への依存についてお尋ねがありました。

複雑で厳しい国際環境において、政府としては、質の高い、時宜にかなった情報をできるだけ多く収集し、総合的に分析しなければならないと考えています。

現在のインテリジェンスの体制を見ますと、それぞれの情報機関はしっかりと活動してくれているものの、政府全体を俯瞰してハイレベルな方向付けを行ったり、それに向けて各省庁の活動を調整したりする中枢機能が十分とは言えないと考えております。

本法案が内容とするインテリジェンスの司令塔機能の強化は、こうした課題に対応することにより、政府全体での情報活動をより高度で効率的なものにしていくためにも必要なものと考えています。

また、インテリジェンス面における米国への依存についての御指摘ですが、もとより、米国を含め、諸外国の政府機関と良好かつ緊密な協力関係を構築し、それによりタイムリーな重要情報を得ていくことは我が国の安全保障上必要不可欠な取組です。常に各国と情報を共有しながら、我が国の保有する情報をアップデイトしていくことがより正確な情報の把握につながります。

御指摘のイラクの大量破壊兵器の問題を含め、我が国として何らかの政策判断や対応が必要となる場合には、外国から得た情報を含むあらゆる情報を集約し、分析した上で、我が国の国益を踏まえ、主体的に判断してきたものと思いますが、一連のインテリジェンス改革を経て、政策判断はより正確性を増していくものと考えております。インテリジェンス機能による、インテリジェンス機関によるプライバシー侵害への認識についてお尋ねがありました。

日弁連の意見書にお尋ねの事案などが記載されていることは承知しております。各機関において判決を重く受け止めて、それぞれの所掌事務、任務の範囲内で、関係法令に従って適切な方法で情報収集などに努めるよう、改めて徹底してきていると承知しております。

重要情報活動の範囲や国家情報会議の運用についてお尋ねがありました。

本法案における重要情報活動とは、重要な国政の運用に資する情報の収集調査に係る活動をいいます。そして、国政とは一般に、対外政策や安全保障政策、行政全般や財政政策などを指し示す言葉ですが、その中でも重要なもの、すなわち、安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処という三つの事柄を例示として指し示すものが重要国政運営です。このような、国政の中でも重要なものに資する情報の収集調査に係る活動が重要情報活動です。

これについての調査審議事項は、議長である内閣総理大臣が、衆議院内閣委員会の附帯決議の趣旨に十分配慮しつつ、今後の情勢変化、その時々具体的な事情等に応じ、適切に判断することとなります。

個人情報やプライバシーの保護、政治的中立性の確保、第三者機関による監督についてお尋ねがありました。

政府が行う情報活動は、これを実施する各省庁において、それぞれ担当する大臣の監督の下、引き続き個人情報保護法などのルールにのっとり適切に運用されるものであり、このことは今後も変わるものではありません。

次に、政治的中立性の確保について申し上げ

ば、本法案により設置する国家情報会議は、もとより特定の党派の利益又は不利益を図ることを目的とするものではありませんが、加えて、同会議を支える事務局である国家情報局で働く職員については、国家公務員法の規定や各種服務規程により政治的中立性の確保を担保する仕組みが整備されています。これらのことについては、衆議院内閣委員会における附帯決議について、その趣旨を十分配慮してまいります。

御指摘の第三者機関について申し上げますれば、本法案は行政機関相互の関係を律するものであって、情報活動を行う各省庁にも、国家情報会議や国家情報局にも、国民の権利義務に直接関わるような権限規定を設けるのではなく、本法案において御指摘のような独立した第三者機関を設けることはしておりません。

国会報告や戦略文書の内容についてお尋ねがありました。

情報活動を推進するに当たって、国民の基本的人権や政治的中立性に配慮することは当然です。

その上で、議員御指摘のとおり、国家情報会議及び国家情報局の活動内容については、国会の求めに応じるなどして、適時適切に説明していくことが、国民の皆様様の御理解を得る上でも重要であると考えております。

また、政府の情報活動の中長期的な推進方策を文書としてまとめ、公表する際には、個人情報やプライバシーの保護を無用に変害し、又は全体の奉仕者としての立場を逸脱して政治的中立性を損なうような情報の収集、提供などを行わないための方策についても検討することになると考えています。

連立政権合意書にあるスパイ関連、スパイ防止

関連法制及び対外情報庁の法制化に向けた議論の現状及び今後の見通しについてお尋ねがありました。

昨今の国際情勢に鑑みれば、外国勢力が我が国の意思決定に不当に干渉するリスクが生じており、そうした活動を阻止するための仕組みを設けることは重要と考えています。また、国民の皆様様の安全や国益を守り抜いていくためには、政府の対外情報機能についても充実させていくことが必要であると考えています。

これらの施策については、関連する課題や論点を整理しているところであり、現時点でその検討状況などをお示しできる段階ではありませんが、様々な方から御意見を伺いながら、丁寧に検討を進めてまいります。

偽・誤情報に関するリテラシー教育についてお尋ねがありました。

議員御指摘の偽情報の拡散などを含む様々なリスクが生じており、世代を問わず、国民の皆様様のリテラシー向上が大変重要であると考えております。

このため、政府としては、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる動画教材の提供など、学校における情報モラル教育の充実、ネット、SNS広告において注意喚起動画を展開するなど、様々な企業、団体と連携協力した意識啓発、外国による偽情報等に関するポータルサイトの公開などの取組を行っております。

国際的な動向も踏まえつつ、情報やICTを適切に理解、活用するためのリテラシーの向上に取り組んでまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣木原稔君登壇、拍手)

○国務大臣(木原稔君) 窪田哲也議員より、まず情報活動の記録や公開及び国家情報会議の議事録等についてお尋ねがございました。

各省庁が作成、公表する白書等の文書において、情報活動のあらましやその成果の一部の記載はありますが、政府全体の情報活動の歩みを取りまとめた公表用文書は作成されておりません。これは、政府全体の情報活動を一体のものとして捉える発想が弱かったことも影響していると考えています。

今後新設される国家情報会議においては、政府一体となった情報活動の基本方針を定めるとともに、新たに政府全体の中長期的な情報活動の推進方策を取りまとめた何らかの文書を作成し、公表することを考えています。

また、国家情報会議の運営に当たっては、事後の検証に資する形で議事の記録を作成し、配付文書とともに、公文書の管理に係る制度に基づき、公文書として適正な期間保存してまいります。

情報要員の養成機関についてお尋ねがありました。

国家のインテリジェンスの水準は、従事する人材の知識や技能に大きく左右されます。分野をまたがる安全保障上の課題が増大していることも踏まえ、内閣官房のリードにより省庁横断的な人材育成の取組を推進することが必要だと認識しています。

例えば、各機関から参加者を募り、インテリジェンスサイクルや人的情報、画像情報など、各種情報種別に関する基礎的な知識、情報の収集や分析、評価に関する通則的なメソッドやノウハウ、経済安保、サイバー、偽情報など変化が著し

い領域に関する最新の情勢、秘密保全の制度と対策、AIなどの高度な技術といった事柄につき、共同の研修、訓練、研究を行うことは有益と考えます。

具体的にどのようなカリキュラムが有効で、その推進体制をどう構築すべきかは、まだ検討段階であり、定まったことは申し上げられませんが、最終形の完成を待たず、できることから順に実行してまいります。

次に、インテリジェンス機能の強化に当たり、どの国をモデルとするべきかとお尋ねがありました。

諸外国には様々な機能、権限を有する情報機関と、それらによって構成される情報コミュニティが存在します。こうした諸外国の仕組みは、各国が置かれている安全保障環境や固有の事情が様々である中で、時間を掛けて形成されてきたものと認識をしております。

我が国の統治機構や情報機関を含めた行政組織のありようは、必ずしも諸外国と同じではないため、他国の仕組みをそのまま我が国に当てはめることは適当ではありません。

いずれにせよ、他国の仕組みは一定程度参考にしつつも、我が国の行政組織や制度との整合性を十分に踏まえながら、一つ一つのインテリジェンス施策の検討を丁寧かつ着実に進め、実行に移せるものから移していくことが重要と考えています。

内閣衛星情報センターの体制についてお尋ねがありました。

自主開発を基本とする同センターは、設置後二十五年を経て、情報収集衛星の性能の向上や機数の増加だけでなく、分析力の強化も進めること

で、今や非常に高い水準の画像情報を得られる機関へと成長を遂げており、内外の緊急事態への対応や安全保障上の重要な判断を的確に行うために必要不可欠な機関となっていると認識をしております。

現在、同センターは、優秀な民間技術者や、各省庁えりすぐりの分析官や技術系職員の出向、派遣を得るなど、三百名を超えるスタッフが開発、運用の両面を支える体制となっております。

他方、御指摘の危機管理体制等を含め、今なお不足する点は認められるところであり、また、今後、宇宙基本計画等に沿った機数の増加も予定されていることを踏まえ、必要な体制整備を着実に推進してまいります。(拍手)

○議長 関口昌一君 柴田巧君。

(柴田巧君登壇、拍手)

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました国家情報会議設置法案について、全て高市総理に質問をいたします。

本法律案は、インテリジェンスの司令塔として総理を議長とする国家情報会議と実務を担う国家情報局を置くものであり、自由民主党・日本維新の会連立政策合意書に令和八年国会において創設するものと明記されている内容でもあります。

改めて言うまでもなく、我が国を取り囲む安全保障環境は厳しく、かつ複雑で、戦後最も困難な状況にあります。このことを踏まえれば、インテリジェンスに関する国家機能の向上は必須であり、本法案の今国会での成立を強く望むところであります。

そこでまず、我が国のインテリジェンス機能強化

の必要性について、現在及び今後の国際情勢に対する認識を含めて説明を求めます。また、総理の我が国インテリジェンス機能強化政策全体の中で、この法案はどのような位置を占めるのか、お伺いをします。

次に、重要情報活動等の基本的方針についてお尋ねをします。

本法案によれば、重要国政運営に資する情報の収集調査に係る活動である重要情報活動等の基本の方針については、国家情報会議において調査審議されることになっていきます。

政府は、基本的な方針として具体的にどのような事項を盛り込むことを想定をしているのか。また、情報活動を公表する旨答弁をしていますが、インテリジェンスに関する方針を公にすることは、我が国の安全保障に与える影響もあることから、どのように公開する予定なのか、併せてお伺いをいたします。

続いて、インテリジェンス人材についてお尋ねをします。

インテリジェンスが本当の意味で強化されるのかは、まさに人材に懸かっています。それゆえ、優秀かつ適性を有する職員を十分に確保するとともに、インテリジェンス人材の待遇に関しては一定の配慮が必要です。職務の特殊性等を踏まえると、一般の公務員とは同じであってはならないと考えます。インテリジェンス人材の待遇面はどのようにされるのか、御見解をお伺いをします。

また、インテリジェンス人材の職務評価も大切です。誰がどう評価するのか、公正な評価をどのように担保するのかなどが重要になりますが、お考えを伺います。

次に、明確な情報要求の必要性についてお尋ねをします。

政策目的が明確であれば問いも具体的となり、結果として報告の可否もおのずと明瞭となります。すなわち、国家情報会議、国家情報局の設置により情報部門の司令塔機能を強化しても、政策決定者からの情報要求が明確でないと、インテリジェンスサイクルは機能しないと考えられます。

政策決定者による明確な情報要求の重要性についてどのように考え、実際の運用においてはどのような点に留意していくお考えか、お伺いをいたします。

スパイ防止関連法制に关してお尋ねをします。

同法制については、今秋、本年の秋の法案提出は見送りと報道がありました。連立政権合意書では、スパイ防止関連法制について、令和七年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させるとなっております。そこで、これまでの検討状況をお伺いするとともに、合意書に沿って速やかな成立を実現させることで間違いはないか、確認をさせていただきます。

同志国との連携についてお伺いをいたします。厳しい安全保障環境に直面する中、同志国との連携は、我が国のインテリジェンス機能向上に資するほか、外国からの影響工作に対処する観点からも、より重要になってくるものと考えます。総理が先日訪問されたオーストラリアを含むファイブアイズとの連携など、今後の我が国のインテリジェンス機能の強化と併せ、同志国との連携も強化していくべきだと考えますが、御所見をお伺いをいたします。

最後に一言申し上げます。

昨今の国際安全保障環境の悪化は、インテリジェンスの軽視をもはや許しません。総理は、令和三年の自民党総裁選初出馬以来、インテリジェンス機能の強化を公約にされてこられました。また、さきの衆議院選挙、衆議院の解散を表明した一月十九日の記者会見でもその重要性を強調しておられます。

我が国の根幹に関わる重要政策であるにもかかわらず、戦後八十年にわたり劣位に置かれてきたインテリジェンス政策を、自民、維新の連立政権合意書の内容の実現を通して大転換を共に成し遂げようではありませんか。

このことを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(高市早苗君 柴田巧議員の御質問にお答えいたします。

インテリジェンス機能強化の必要性や本法案の位置付けについてお尋ねがありました。

昨今の国際環境は複雑で厳しいものとなっております。サイバー攻撃、偽情報の拡散、影響工作、国際テロといった様々な脅威に加え、経済安全保障や先端技術をめぐる国家間競争も深刻な情勢にあります。

そのような中、深刻な脅威が顕在化するまで待つのではなく、能動的にその兆候を把握し、危機を未然に防いでいくためには、政府の情報部門において質の高い情報をできるだけ多く収集し、これを集約、分析した上で、意思決定に資する形で政策部門に提供するというインテリジェンス機能が極めて重要です。その司令塔を強化しようとする本法案は、我が国が直面する困難な課題に対処

し、国民の安全や国益を守るために進めなければいけない改革の第一歩と考えております。

国家情報會議が調査審議する基本的な方針についてお尋ねがありました。

その内容については、本法案を成立いただいた後、国家情報會議で議論してまいります。例えば、政府全体の情報活動の重点、関係省庁間の連携要領といった情報活動の具体的な指針のほか、秘密保全、人材育成など幅広い事項が対象となり得るものと考えます。

なお、作成、公表を検討している中長期的な情報活動の推進方策を示した文書の取りまとめに当たりましては、情報活動の意義や重要性について理解を深めていただけるものとなっているかという点と併せて、手のうちをさらすことなどにより、今後の情報活動への影響が生じないかといった点におけるバランスにも十分配慮してまいります。

インテリジェンス人材の待遇及び職務評価についてお尋ねがありました。

情報部門が遂行する業務は、専門性が高く、時に一定の危険が伴うこともあり、これに見合った処遇をすることは、職員の士気向上及び組織の維持の上で大変重要な課題であると認識してまいります。また、業務の性格上、短期間での評価になじまないこともありますため、その業績評価に当たっては、中間的な目標や評価尺度を設けるなど、地道な努力に光を当てる配慮が必要不可欠です。

今後のインテリジェンス改革を推進する中で、任務の特性に合わせた待遇や評価を的確に手当てし、人材確保と士気高揚に努めてまいります。政策部門からの情報要求の明確性についてお尋

ねがありました。

議員御指摘のとおり、インテリジェンスサイクルが真に機能するためには、政策部門の情報要求の在り方にも十分留意しなければなりません。

そのため、政策部門と情報部門が適度な距離を保ちつつも、緊密に連携し、十分に意思疎通できることが重要です。仮に、政策部門からの情報要求が不明確であったり、収集に高いリスクを伴うものであったりする場合には、情報部門が遠慮なく意見を述べることで関係がなければなりません。

本法案が成立した暁には、両部門が各々期待される役割を十分果たせるよう留意してまいります。

スパイ防止関連法制についてお尋ねがありました。

我が国をターゲットとした外国情報機関による諸工作は活発に行われており、そうした不正な干渉を防止する仕組みの整備は急務です。こうした仕組みは、国民の権利利益に関わる制度となり得るため、様々な方々の御意見を伺いながら丁寧に検討を進めていく必要があると考えています。

現在、関連する論点や課題を整理しており、具体的なスケジュールをお示しできる段階にはありませんが、できる限り速やかに作業を進めていく考えです。

同志国との連携強化についてお尋ねがありました。

この度の司令塔機能の整備に伴い、米国、英国及び御指摘のオーストラリアを始め、同盟国、同志国との情報協力を含む連携も一層の強化を図る必要があると考えています。

個別の事案に関する情報交換のほか、外国が行

う影響工作の実態や手口、それに対する有効な対処方策、さらには各国が取り組んできたインテリジェンス機能の強化策など、より幅広い観点から同盟国、同志国との連携を充実させてまいります。(拍手)

○議長 関口昌一君 大津力君。

(大津力君登壇、拍手)

○大津力君 参政党の大津力です。

参政党を代表し、国家情報會議設置法案について、高市総理並びに関係閣僚に質問いたします。

本法案は、政府の情報機能を束ね、国家として必要な情報を集約、分析し、政策判断に生かすための司令塔を設けるものであります。私は、この方向性を否定しません。むしろ、厳しさを増す国際情勢の中で、我が国にも情報を国家戦略の中核に据える体制が必要であると考えます。

しかし、本法案だけで本場に足りるでしょうか。會議体をつくること、司令塔を置くことだけで、国と国民を守ることができるでしょうか。

今、世界では、軍事力だけではなく、世論、選挙、経済、技術、さらには企業活動、地方自治、そして国民一人一人の認識そのものが国家間の競争と工作の対象となっており、武力によらず、相手国の意思決定をゆがめる。目に見えない形で社会の分断を深める。秘密を盗み、制度を利用し、人を取り込み、世論を誘導する。これが現代の情報戦の実相であります。

これらを背景に、以下、政府の認識と具体策を伺います。

初めに、過去の教訓についてお尋ねいたします。

さきの大戦において、日本も敵方の情報収集に

努力をし、一定の成果を上げていたことは事実であります。しかし一方で、例えば、日本側の暗号が米国に解読されたことが、ミッドウェー海戦における敗北、山本五十六連合艦隊司令長官の搭乗機撃墜につながったことも指摘されております。 また、ゾルゲ事件に見られるように、当時のソ連の情報機関による諜報活動も、世界大戦の帰趨に重大な影響を及ぼすものでありました。 政府は、こうした歴史を単なる過去のことでしてではなく、現代日本への警鐘としてどのように受け止めているでしょうか。情報力や技術力の不足により重要な情報を奪われることが国家の命運を左右するという認識を政府はどこまで共有しているのか、総理の御所見を伺います。 二つ目に、現代の情報戦における防諜面の課題についてお尋ねいたします。 我が国は、米国との同盟を安全保障の基軸としております。しかし、同盟国であっても、武力行使への対処はともかく、情報や世論の保護までを頼るものではありません。サイバー攻撃、偽情報の流布、影響力工作、経済安全保障上の技術の流出、研究機関や先端企業への接近、政治家や公務員への働きかけ、こうした活動への対処は、もはや一部の専門機関だけが扱う特殊な問題ではありません。 総理に伺います。現代の情報戦において、日本は狙われる側であるという認識を政府はどの程度持っているのでしょうか。また、日本の弱点は、情報収集力なのか、分析力なのか、摘発力なのか、あるいは国民全体の情報リテラシーなのか、政府としての課題認識を伺います。 三つ目に、国会議員が外国の工作対象となる場合への対応についてお尋ねいたします。	外国情報機関の活動は、映画の中だけの話ではありません。政治家、秘書、公務員やＯＢ、研究者、企業人、メディア関係者など、政策や世論に影響を与え得る者に巧みに接近し、情報や便宜、名譽、資金、人間関係を通じて、時間を掛けて取り組んでいく、取り込んでいく。こうした活動は、表に出にくく、立証も困難であります。仮に、外国の情報工作により日本の国会議員が攻略され、その議員が、意図的に、又は結果的に我が国の国益を損ね、外国の利益に沿う活動を行った場合、現代の我が国の法制度はどこまで対応できるのか。 官房長官にお伺いいたします。現行法上、外国政府又は外国情報機関の指示、資金提供、便宜供与、働きかけを受けて我が国の政治過程に影響を及ぼす活動を行う者に対し、どのような規制、処罰、届出、公開の仕組みが存在するのでしょうか。特に、国会議員、秘書、政党関係者が外国の影響工作の対象となる場合について、現行制度で十分と考えるのか、お伺いをいたします。 四つ目に、外国影響工作を透明化する制度についてお尋ねいたします。 米国には、FARA、外国代理人登録法があります。外国主体のために一定の政治活動等を行う者に登録と情報開示を求め、政府と国民がその活動の背景を評価できるようにする制度であります。英国、フランス、豪州でも、最近、同様の制度が整備をされました。これらは、外国人の排斥や言論を禁止する制度ではありません。外国政府等の利益のために誰がどのような立場で政治や世論に働きかけているのかを透明化する制度であります。 総理に伺います。我が国においても、外国の政	府や政党、情報機関等からの依頼や指示、資金提供を受けて政策決定、選挙、世論形成に影響を及ぼす活動を行う者について、登録又は届出を求める制度を検討すべきではないでしょうか。外国代理人登録制度について、政府の検討状況と今後の方針を伺います。 五つ目に、包括的、網羅的なスパイ防止法制についてお尋ねをいたします。 司令塔を設けるだけでは、現場の情報収集、防諜、摘発の能力は高まりません。秘密の不正取得、外国情報機関への協力、重要インフラや先端技術に関する情報流出、外国政府のための秘密活動、こうした行為に対し実効的な取締りを担保する法制度を持つことが不可欠です。 我が参政党は、こうした課題を解決すべく、既に先進国並みの包括的かつ網羅的なスパイ防止法案を国会に提出しております。 総理に伺います。政府は、外国情報機関等による秘密の不正取得、協力者の獲得、重要情報の国外流出を抑止するため、我が党が提案するような抜本的なスパイ防止法制を検討する考えがあるのでしょうか。また、あるのであれば、いつまでにその方向性を示すのか、お伺いをいたします。 六つ目に、防諜に関する国民の理解と啓発についてお尋ねをいたします。 情報戦への備えは、政府機関のただけで完結をいたしません。SNS上の偽情報に惑わされないこと、外国情報機関員やその協力者による接近に気付くこと、議員、研究者、企業人、自治体職員、メディア関係者が自身の持つ情報やネットワークの価値を理解すること、これらは国民全体のリテラシーの問題であります。 官房長官に伺います。防諜、偽情報対策、外国	からの影響力工作への備えについて、義務教育から企業研修、政府広報に至るまで、国民の理解と関心を高める取組を進める考えはあるでしょうか。また、情報機関が有する知見を適切に秘匿性を落とした形で社会へ還元する仕組みをどう構築するのか、お伺いをいたします。 七番目に、防諜施策の適正性を担保するチェック体制についてお尋ねをいたします。 情報機能の強化には、その活動が適正であることを確認する仕組みが不可欠でございます。しかし、情報活動の特殊性に鑑みれば、専門知識を持たない国会が直接詳細な実務までを監視することには、実効性の面で限界があるとの指摘もあります。 今後、政府が防諜に関する施策を強化し、具体的な取組を講じていくのであれば、高度な秘匿性を維持しつつ、その活動状況や情報保全の在り方を専門的見地から厳格にチェックをする独立した第三者機関を設けるべきではないでしょうか。あわせて、国家の秘密を保護しつつも、国会の適切な場面にその状況を報告しチェックを受ける仕組みについても、同時に検討を進めるべきだと考えますが、総理の御見解をお伺いします。 最後に申し上げます。 情報戦は見えない戦いであり、国家情報会議を設けることは出発点にすぎません。情報を集める力、分析する力、秘密を守る力、偽情報を見抜く力、人材を育てる力、そして外国からの影響を透明化する制度、これらを総合的に整えなければ、日本を生き抜かせることはできません。高市総理や関係閣僚には、国家の独立と民主主義、そして国民の安全を守るため、より力強い取組を進める決意をお示しいただきたい。
---	---	--	---

以上、政府の明快な答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(高市早苗君) 大津力議員の御質問にお答えいたします。

過去の情報戦をめぐる教訓についてお尋ねがありました。

過去の個別具体の事柄について評価を加えることは控えますが、議員御指摘のような暗号を含め、我が国の安全保障に関わる重要な秘密が保全されるかどうか、国民の皆様の安全や国益の確保に深刻な影響を及ぼし、国家の命運を左右し得るものであると強く認識しています。

そうであるからこそ、本法案では、我が国の重要な秘密を取得しようとする外国情報活動への対処を国家情報會議の調査審議事項として明確に規定しました。

我が国に対して行われる外国情報機関による非公然の活動の状況を的確に把握するとともに、国民の秘密保全対策の水準を一層高めることなどにより、万が一にも国民の皆様が重大な不利益を被るような事態が生じることのないよう、万全を尽くしてまいります。

外国による工作に関する認識や我が国の課題についてお尋ねがありました。

我が国に対する外国情報機関などによる不正な情報活動については、我が国の公的部門の職員に対する対面での工作といった伝統的手法によるものに加え、サイバー攻撃による秘密情報の窃取や、一定の政策誘導等を狙ったSNS上の偽情報の拡散といった行為も後を絶たないようになっており、大きな課題であると認識しております。

議員から、情報収集力、分析力、摘発力、国民

全体の情報リテラシーについて御指摘がありました。が、それらはいずれも重要な課題であり、不断に強化を図っていくべきものと考えます。本法案成立の暁には、国家情報會議の下、政府による情報収集、分析の強化はもちろんのこと、議員御指摘のとおり、外国政府による諸工作の実態把握、公的部門、民間部門における情報保全などについて総合的に取り組んでまいります。

外国代理人の登録制度についてお尋ねがありました。

我が国の政策決定が外国勢力によって不当にゆがめられることがあってはならず、そのようなリスクに対応することは重要な課題です。外国代理人の登録制度につきましては、御指摘の外国事例も研究しつつ、現在、課題や論点を整理しているところであり、丁寧に検討を進めていく考えです。

いわゆるスパイ防止法の制定についてお尋ねがありました。

御党の御提案は拝見をしています。スパイ防止法という言葉は多義的で、取締り法規や権限法規も含み得るものと考えますが、議員御指摘のとおり、我が国を取り巻く国際情勢が厳しさを増す中、外国による不当な干渉の更なる防止の方策については、検討を進めていかなければならない重要な課題と考えています。

先ほど触れましたとおり、政府内で論点を整理中の段階にあり、時期や方向性について定まった方針をまだ申し上げられませんが、本法案が成立した暁には、様々な方から御意見を賜りながら丁寧に検討を進めてまいります。

第三者機関や国会によるチェック、取組に向けた決意についてお尋ねがありました。

政府としては、本法案をお認めいただいた後、対外情報機能の充実や外国による不当な干渉の更なる防止策などについても検討を進めていく考えですが、その中において、仮に国民の皆様が権利義務を制約するような法制度を検討する場合に、議員御指摘のような第三者機関や国会によるチェックの在り方についても丁寧に検討していく必要があると考えております。

本法案は、今後も続くインテリジェンス改革の第一歩であり、複雑で厳しい国際環境においても国民の皆様が安全と大切な国益をお守りするため、必要な取組を一つ一つ着実に推進をしてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣木原稔君登壇、拍手)

○国務大臣(木原稔君) 大津力議員より、まず、国会議員等が外国の影響工作の対象となることを防止する制度などについてお尋ねがありました。

個々の国会議員の活動に関し、政府の立場で答えすることには慎重でなければなりません。が、国権の最高機関たる国会を構成する国会議員は、重要な政策立案プロセスに関与し、様々な情報に触れることとなるため、外国情報機関にとって工作のターゲットとなり得る存在です。

国会議員を狙った外国情報活動に関連する規制や処罰の制度としては、例えば、外国勢力による我が国の政治活動への干渉を防止する観点からは政治資金規正法に、職務に対する働きかけと不正な利益供与を防止する観点からは刑法の収賄罪などに、職務上知り得た重要な秘密の漏えいを防止する観点からは特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法に、それぞれ関係する規定がございます。

います。

一方で、届出、公開といった透明性確保という観点からは必ずしも十分ではない面もあり、また、外国による各種の工作活動に対しては、一層厳正に対処をしていかなければならないと考えています。このため、先ほど総理が答弁したとおり、外国勢力による不正な干渉を防止するための仕組みについて、今後、様々な方々の御意見を伺いながら丁寧に検討を進めてまいります。

国民の理解増進や情報機関の知見の活用についてお尋ねがありました。

秘密保全対策にせよ、偽情報に惑わされないための対策にせよ、公的機関が情報活動や取締りを強化するだけでは不十分であり、御指摘のとおり、企業や研究機関を含む国民の皆様が理解を高めることが重要であって、そのための啓発や教育を積極的に推進していく必要があります。

その際には、例えば、情報活動や取締りを通じて把握をした外国情報機関の動向や手口を政府が分かりやすい形でお伝えし、企業や研究機関等の方々による対策に役立てていただくことが有効と考えています。

また、学校教育においても、SNS上の情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる動画教材の提供など、学校における情報モラル教育の充実を通じ、リテラシーの向上を図ってまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
関口 昌一君	福山 哲郎君	中田 優子君	平戸 航太君	後藤 翔太君	安達 悠司君
		宮出 千慧君	櫻井 祥子君	小林さやか君	塩入 清香君
				杉本 純子君	竹詰 仁君
				大津 力君	山中 泉君
				松田 学君	梅村みずほ君
				神谷 宗幣君	奥村 祥大君
				かごしま彰宏君	大門実紀史君
				水野 孝一君	江原くみ子君
				吉良よし子君	伊藤 辰夫君
				岡崎 太君	芳賀 道也君
				石 平君	後藤 斎君
				松野 明美君	伊藤 孝恵君
				中条きよし君	榛葉賀津也君
				嘉田由紀子君	串田 誠一君
				石井 苗子君	

柴田 巧君	浅田 均君	若林 洋平君	山本 啓介君	佐々木りえ君	友納 理緒君
				福山 守君	古庄 玄知君
				藤井 一博君	小林 一大君
				生稲 晃子君	宮本 周司君
				山田 宏君	滝波 宏文君
				北村 経夫君	舞立 昇治君
				野上浩太郎君	古賀友一郎君
				酒井 庸行君	山谷えり子君
				野村 哲郎君	牧野たかお君
				望月 良男君	平山佐知子君
				百田 尚樹君	梶原 大介君
				若井 敦子君	東野 秀樹君
				吉井 章君	かまやち敏君
				白井 正一君	加田 裕之君
				進藤金日子君	

松沢 成文君	上野はたる君	新実 彰平君	ながえ孝子君	永井 学君	石井めぐみ君
				脇 雅昭君	長谷川英晴君
				星 北斗君	加藤 明良君
				赤松 健君	阿達 雅志君
				井上 義行君	上月 良祐君
				三原じゅん子君	山下 雄平君
				松村 祥史君	高橋 克法君
				佐藤 啓君	宮沢 洋一君
				小野田紀美君	片山さつき君
				北村 晴男君	齊藤健一郎君
				神谷 政幸君	越智 俊之君
				宮本 和宏君	山本佐知子君
				いんどう周作君	寺田 静君
				本田 顕子君	朝日健太郎君
				今井絵理子君	

こやり隆史君	馬場 成志君	長谷川 岳君	渡辺 猛之君	磯崎 仁彦君	中西 祐介君
				岡田 直樹君	松山 政司君
				有村 治子君	安野 貴博君
				尾辻 朋実君	清水 真人君
				出川 桃子君	泉 房穂君
				小林孝一郎君	高木 真理君
				小川 克巳君	山田 太郎君
				藤木 真也君	打越さく良君
				上野 通子君	古川 俊治君
				松下 新平君	浅尾慶一郎君
				吉田 忠智君	鶴保 庸介君
				木村 義雄君	吉川 沙織君
				ラサール石井君	福島みずほ君
				伊勢崎賢治君	小島とも子君
				横沢 高德君	

石田 昌宏君	藤川 政人君	江島 潔君	青木 一彦君	石井 浩郎君	山本 順三君
				石井 準一君	末松 信介君
				高良 沙哉君	伊波 洋一君
				高橋はるみ君	郡山りよう君
				西田 英範君	見坂 茂範君
				鈴木 大地君	岩本 剛人君
				船橋 利実君	自見はなこ君
				松川 るい君	大家 敏志君
				森 まさこ君	猪口 邦子君
				福岡 資麿君	西田 昌司君
				櫻井 充君	橋本 聖子君
				鈴木 宗男君	中曽根弘文君
				奥田ふみよ君	山内佳菜子君
				福士 珠美君	大島九州男君
				村田 享子君	

議長の報告事項 去る四月二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 外交防衛委員 辞任 かまやち敏君 補欠 小野田紀美君 厚生労働委員 辞任 小野田紀美君 補欠 かまやち敏君 国家基本政策委員 辞任 三原じゅん子君 補欠 自見はなこ君 予算委員 辞任 自見はなこ君 補欠 三原じゅん子君 杉尾 秀哉君 泉 房穂君 伊藤 孝恵君 上田 清司君 窪田 哲也君 里見 隆治君 川村 雄大君 片山 大介君 大津 力君 補欠 塩入 清香君		懲罰委員 辞任 上田 清司君 補欠 伊藤 孝恵君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員 辞任 鈴木 宗男君 若井 敦子君 水野 孝一君 浜口 誠君 川村 雄大君 秋野 公造君 同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案 旅券法の一部を改正する法律案 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案 農林中央金庫法の一部を改正する法律案 農業近代化資金金融通法の一部を改正する法律案 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員石垣のりこ君提出地方自治の本旨と地方公務員の兼業特例の関係に関する質問に対する答弁書(第三四号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 裁判所職員定員法の一部を改正する法律 金融機能の強化のための特別措置に関する法律 等の一部を改正する法律 旅券法の一部を改正する法律		株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律 農林中央金庫法の一部を改正する法律 農業近代化資金金融通法の一部を改正する法律 同日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和七年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度中小企業施策」についての文書を受領した。 同日内閣から、小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和七年度小規模企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度小規模企業施策」についての文書を受領した。 去る四月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国家基本政策委員 辞任 自見はなこ君 補欠 三原じゅん子君 予算委員 辞任 三原じゅん子君 補欠 自見はなこ君 泉 房穂君 上田 清司君 伊藤 孝恵君 川村 雄大君 原田大二郎君 里見 隆治君 窪田 哲也君 片山 大介君 大津 力君 塩入 清香君 奥田ふみよ君 補欠 行政監視委員 辞任 杉尾 秀哉君 補欠 泉 房穂君 窪田 哲也君 里見 隆治君		議院運営委員 辞任 原田大二郎君 補欠 川村 雄大君 串田 誠一君 片山 大介君 塩入 清香君 大津 力君 補欠 伊藤 孝恵君 上田 清司君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員 辞任 若井 敦子君 鈴木 宗男君 同日議員から次の質問主意書が提出された。 EVバス等への補助事業に対する報道の影響に関する質問主意書(石垣のりこ君提出(第三八号)) 小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問主意書(石垣のりこ君提出(第三九号)) 自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱及び陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の同行に関する質問主意書(石垣のりこ君提出(第四〇号)) 去る四月二十八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第三七号) 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号) 健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第二五号)	
---	--	--	--	---	--	--	--

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)
学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ君提出自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱と政治的中立性等に関する質問に対する答弁書(第三五号)

参議院議員石垣のりこ君提出高額療養費制度の見直しが患者の意向に沿うものであるという総理答弁と破滅的医療支出との関係に関する質問に対する答弁書(第三六号)

参議院議員石垣のりこ君提出警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用義務に係る規律の不均衡に関する質問に対する答弁書(第三七号)

去る一日議員から次の質問主意書が提出された。

自衛官の階級呼称の変更に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第四一号)

旧姓使用の法制化及び選択的夫婦別姓制度に関する質問主意書(高良沙哉君提出)(第四二号)
昨七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策及び東日本大震災復興特別委員

辞任 橋本 聖子君 補欠 小林 一大君

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員

辞任 松山 政司君 補欠 山田 太郎君

高橋 光男君 司 隆史君

猪瀬 直樹君 石井 苗子君

令和八年五月八日 参議院会議録第十一号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
E Vバス等への補助事業に対する報道の影響に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第三八号)

小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第三九号)

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱及び陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の同行に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第四〇号)

地方自治の本旨と地方公務員の兼業特例の關係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年四月十五日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

地方自治の本旨と地方公務員の兼業特例の關係に関する質問主意書

日本国憲法第九十二条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」と規定している。同条における「地方自治の本旨」とは、地方における行政について、国から独立した人格を有する地方公共団体の存立を認め、その団体自らの手により自主、自律的にその事務を処理するという「団体自治の原則」、その団体の住民の意思と責任に基づいてその事務を処理するという「住民自治の原則」から成ると解されている。

一方、第二百二十一回国会に提出された「予備

自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案(閣法第五〇号)は、地方公務員等が予備自衛官等の兼業を行う場合における職務専念義務の免除等の特例措置(以下「当該措置」という。)を設けるものと承知している。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 当該措置は、地方公共団体が職員の配置及び職務の遂行を自ら管理できなくなることから、団体自治の原則に反すると考える。当該措置と日本国憲法第九十二条の關係について、政府の見解を示されたい。

二 当該措置は、地方公共団体の職員の勤務体制に影響を及ぼすと思料するが、政府は、地方自治の本旨、特に、団体自治の原則を実質的に制約しないとの認識が示されたい。制約しないとの認識である場合、地方公共団体の長等の任命権者が予備自衛官等として招集命令等を受けた地方公共団体の職員に対し、当該命令等に従わず職務に専念するよう求めることは可能か、明確に示されたい。

三 災害発生時、地方公共団体の職員は、当該地方公共団体の災害対応業務に従事する。しかし、予備自衛官等を兼業する地方公共団体の職員は、招集命令等により自衛隊の任務に従事する場合が生じ得る。この場合、地方公共団体の業務と自衛隊の任務のいずれが優先されるか、法的根拠を含めて政府の見解を示されたい。

四 予備自衛官等を兼業する地方公共団体の職員が招集命令等に応じた結果、当該地方公共団体の人手が不足して業務に支障が生じた場合、その責任は誰が負うか示されたい。地方公共団体が責任を負う場合、当該措置により職員の配置

に影響が生ずることを考慮すれば、地方自治の本旨との關係において問題が生ずると思料するが、政府の見解を示されたい。

五 当該措置により、地方公共団体が自らの判断のみで職員の配置及び職務の遂行を完全にコントロールできない場面が生じ得ると考えるが、政府は問題ないとの認識が示されたい。

右質問する。

令和八年四月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出地方自治の本旨と地方公務員の兼業特例の關係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出地方自治の本旨と地方公務員の兼業特例の關係に関する質問に対する答弁書

一、二の前段及び四の後段について

今国会に提出している予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案(以下「本法律案」という。)においては、一般職の地方公務員(本法律案第二条第八号に規定する一般職の地方公務員をいう。五についてにおいて同じ。)は、予備自衛官等の職務に従事すること(本法律案第三条第一項に規定する予備自衛官等の職務に従事すること)をいう。五についてにおいて同じ。について、任命権者(本法律案第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)の承認を受けることができることとしているものであり、当該承認は任命権者が行うものである

から、日本国憲法第九十二条に規定する地方自治の本旨との関係で問題があるとは考えていない。

二の後段について

お尋ねの「職務に専念するよう求めること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これが地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十五条の職務に専念する義務を意味するのであれば、本法律案第六条第三項においては、同条第一項の承認を受けた職員が、本法律案第二条第二号に規定する招集命令、同条第三号に規定する訓練招集命令又は同条第四号に規定する教育訓練招集命令(三)についてにおいて「招集命令等」という)を受け、その勤務時間において、これらの招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、地方公務員法第三十五条の規定は適用しないこととしていることから、任命権者は、その勤務しない時間について、当該職員に対しては職務に専念するよう求めることはできないこととなる。

三について

お尋ねの「この場合」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、二の後段について述べたとおり、本法律案第六条第一項の承認を受けた職員に対して招集命令等があった場合には、これらの招集に応ずるため勤務しない時間については、地方公務員法第三十五条の規定は適用されない。

四の前段について

お尋ねの「責任」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは

困難である。
五について

御指摘の「地方公共団体が自らの判断のみで職員の配置及び職務の遂行を完全にコントロールできない場面」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本法律案においては、一般職の地方公務員は、予備自衛官等の職務に従事することについて、任命権者の承認を受けることができることとしているものであり、当該承認は任命権者が行うものであるから、問題があるとは考えていない。

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱と政治的中立性等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和八年四月十七日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱と政治的中立性等に関する質問主意書
陸上自衛隊中央音楽隊に所属する陸上自衛官が、第九十三回自由民主党大会に出席し、制服を着用した上で国歌を歌唱した(以下「当該行為」という)。自衛隊は、その性質上、厳格な政治的中立性が求められる組織であり、隊員については、国民から特定の政党との結び付きを疑われることがないよう、慎重な行動が求められる。

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六十一条第一項では、隊員の服務として政治的行為の制限が規定されている。同項中の「政治的目的」

については自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第八十六条において、「政治的行為」については第八十七条において、それぞれ規定されている。また、制服の着用については、自衛隊法第五十八条第二項及び自衛官服装規則(防衛庁訓令第4号)第六条に規定されており、着用は公的性格を強く有するものである。

当該行為については、イベント会社その他第三者からの依頼に基づき、出演料その他の経済的利益が発生している可能性も否定できない。経済的利益が発生している場合、兼業規制及び服務管理の観点からも事実関係の確認が必要と考える。
以上を踏まえて、以下質問する。

一 当該行為は、公務に当たるか、それとも私的活動に当たるか示されたい。公務に当たる場合、その法的根拠及び判断過程を示すとともに、政党が主催する行事であったことをどのように評価したか示されたい。また、当該行為が自衛隊の広報又は儀礼活動の範囲に含まれると判断した場合、その理由を具体的に示されたい。

二 当該行為と自衛隊法第六十一条第一項の関係について、政府はどのような整理を行ったか示されたい。また、当該行為が同項の「政治的目的」及び「政治的行為」に該当しないと整理する場合、その理由を具体的に示されたい。さらに、当該行為が自衛隊の服務規律に違反しないと整理する場合、その理由を具体的に示されたい。

三 自衛官服装規則第六条は、「自衛官は、(略)常時制服等を着用しなければならない。」、ただし、休暇等の一定の場合には「制服等を着用しないことができる。」と規定している。公務では

ない私的活動において、自衛官は制服等を着用する義務があるか、政府の見解を示されたい。

四 自衛官が公務ではない私的活動の際に制服等を着用することは、当該私的活動が自衛隊と関連する公務であるとの誤認を国民に生じさせるおそれがある。政府は、現行の自衛隊法及び自衛官服装規則の規定によつて当該誤認を防止することが可能と判断しているか、見解を示されたい。また、自衛官が私的活動に従事する場合、自衛隊の政治的中立性に対する国民の信頼を確保する観点から、制服等の着用を禁止する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

五 当該行為は、政府又は自衛隊が自由民主党を支持しているとの誤認を国民に生じさせると考えるが政府の見解を示されたい。また、当該行為に限らず、自衛官が制服等を着用し特定の政党の行事に出席することは、自衛隊の政治的中立性に対する国民の信頼を損なうおそれがあると考え、政府の見解を示されたい。

六 当該行為を受け、今後、自由民主党以外の政党から自衛官の出席又は出演の要請があった場合、政府は同様に対応する方針が示されたい。異なる対応をする場合、その判断基準を示されたい。また、他の政党の行事に自衛官を出席又は出演させた事例を示されたい。

七 政治的性格を有する団体の行事への自衛官の出席又は出演について、不適当として許可しなかった事例がある場合、その概要及び許可しなかった理由を示されたい。また、同事例と当該行為との相違点をどのように整理しているか示されたい。

八 当該行為に関し、イベント会社その他第三者

を通じた依頼の有無、出演契約の主体、出演料その他の経済的利益の有無について示された。また、経済的利益が発生している場合、同利益は自衛官個人、当該自衛官が所属する部隊又は国庫のいずれに帰属するか示された。さらに、当該行為について、兼業の許可の要否、その判断の過程及び第三者を介することによる兼業規制の回避の有無を具体的に示された。

九 小泉進次郎防衛大臣は、令和八年四月十四日の参議院外交防衛委員会において、「自衛官が党大会で歌唱することについて、私は事前に報告を受けておりませんでした。担当部局においては、自衛隊法上の評価について事務的に確認し、今回の自衛官の歌唱については自衛隊法に違反するものではないと確認したものと承知をしています。」と答弁した。同答弁における「担当部局」及び「自衛隊法上の評価」を行った責任者の役職名を示されたい。

十 前記九の答弁に関し、防衛大臣に事前の報告がなかったことについて、服務管理又は指揮監督上の問題はないか、政府の見解を示された。また、「自衛隊法上の評価」を含む当該行為に係る防衛省の意思決定過程において、防衛副大臣及び防衛大臣政務官がどのように関与したか示されたい。あわせて、文民統制の観点及び政治的影響を排除する観点も含め、どのように適切性を確保したか、政府の見解を示された。

十一 前記自由民主党大会に出席した参議院議員が、会場で撮影したと思われる写真をSNSに投稿している。同写真には、当該自衛官、陸上自衛隊中央音楽隊副隊長及び同議員本人の三名が写っている。

同副隊長は同大会に出席していたか示された。当該自衛官の上官に当たる同副隊長が出席していた場合、当該行為は当該自衛官個人の私的活動とは言えず、防衛省・自衛隊が組織として容認又は関与していたと評価され得るが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年四月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員石垣のりこ君提出自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱と政治的中立性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱と政治的中立性等に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「私的活動」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和八年四月十四日の記者会見において、小泉防衛大臣が「職務ではなく、私人として、関係者からの依頼を受けて、国歌を歌唱したものと聞いています。」と述べたとおりであり、また、お尋ねのように「当該行為が自衛隊の広報又は儀礼活動の範囲に含まれると判断した」ものではない。

二について
前段及び中段のお尋ねについては、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号。以下「法」という。）第六十一条並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第八十六条及び第

八十七条は、政治的行為の制限について定めており、御指摘の「当該行為」（以下「当該行為」という。）は、同条第一項各号に掲げる政治的行為に該当するとは認められず、法第六十一条第一項の規定により禁止されている政治的行為には該当しないと防衛省において確認したものである。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「自衛隊の服務規律」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、当該行為については、法第四十六条第一項各号の処分事由に該当するとは考えていない。

三について
お尋ねの「私的活動」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛官服装規則（昭和三十三年防衛庁訓令第四号）第六条本文において、自衛官は常時制服等を着用しなければならずとしている一方で、その例外として、同条ただし書において、休暇中や勤務時間外において自衛隊の施設外にいる場合等は制服等を着用しないことができる旨規定しているところである。

四について
前段のお尋ねについては、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛隊員の品位を保つ義務として、法第五十八条第一項において、隊員は常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つてはならないとされるとともに、同条第二項において、自衛官は制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならないとされていることから、自衛官服装規則第六条本文において常時制服等を着用し

なければならないこととしている。このことについて必要に応じ適切に説明を行ってまいりたい。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「私的活動」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、同様の理由から、勤務時間外における制服等の着用を禁止することは考えていない。

五について
前段のお尋ねについては、お尋ねの「政府又は自衛隊が自由民主党を支持している」との誤認の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、当該行為については、法第六十一条第一項の規定により禁止されている政治的行為には該当しないと防衛省において確認したものであり、また、令和八年四月十六日の衆議院本会議において、小泉防衛大臣が「自衛隊の活動に対する国民の理解を得る観点からも、今後は、幹部への報告や、関係部署の情報共有を徹底してまいります。」と答弁しているところである。

後段のお尋ねについては、一般論として申し上げれば、同項の規定も踏まえ、個別具体的に判断すべきものと考えている。

六について
前段及び中段のお尋ねについては、お尋ねの「同様に対応する方針か」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、個別具体的に判断すべきものと考えている。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「行事」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、例

えば、御指摘の「自由民主党大会」に相当する「他の政党の行事」に、防衛省として自衛官を出席させ、又は出演させた事例については、現時点において確認されていない。

七について
お尋ねの「政治的性格を有する団体の行事」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

八について
お尋ねの「出演契約の主体」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、当該行為については、御指摘の「当該自衛官」(以下「当該自衛官」という。)が「イベント会社」からの依頼を受けて行ったものであり、報酬を受け取っていない。また、法第六十三条においては、「隊員は、報酬を受けて、第六十条第二項に規定する国家机关、行政執行法人及び地方公共団体の機関の職並びに前条第一項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣の承認を受けなければならない。」と規定されているところ、当該行為については、報酬を受け取っていないため、当該承認を要しない。

お尋ねの「第三者を介することによる兼業規制の回避の有無」については、その具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

九について
お尋ねの「責任者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「担当部局」については、防衛省人事教育局及び陸上幕僚監部で

あり、これらの部局の担当者が、当該行為について法第六十一条第一項の規定により禁止されている政治的行為には該当しないことを確認した。

十について
前段及び後段のお尋ねについては、お尋ねの「服務管理又は指揮監督上の問題」及び「文民統制の観点及び政治的影響を排除する観点」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和八年四月十六日の衆議院本会議において、小泉防衛大臣が「幹部への報告や、関係部署の情報共有について反省すべき点があったと考えており、自衛隊の活動に対する国民の理解を得る観点からも、今後は、幹部への報告や、関係部署の情報共有を徹底してまいります。」と答弁しているところである。

中段のお尋ねについては、防衛省において当該行為が法第六十一条第一項の規定により禁止されている政治的行為には該当しないことを確認する過程において、防衛副大臣及び防衛大臣政務官は、当該行為に関する報告を受けていない。

十一について
お尋ねの「私的活動」及び「組織として容認又は関与していたと評価され得る」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、当該行為については、一についてお答えしたとおりであり、また、陸上自衛隊中央音楽隊の副隊長は、当該自衛官から御指摘の「同大会」に同行してほしいとの相談を受け、勤務時間外において「同大会」に出席したものである。

高額療養費制度の見直しが患者の意向に沿うものであるという総理答弁と破滅的医療支出との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年四月十七日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

高額療養費制度の見直しは患者の意向に沿うものであるという総理答弁と破滅的医療支出との関係に関する質問主意書

令和八年四月七日の参議院予算委員会において、高市早苗内閣総理大臣は、高額療養費制度の見直しについて「患者団体を始め、保険者、労使、医療関係者など多くの関係者と丁寧な議論を積み重ねた上で決定したもの」と答弁し、高額療養費の年間上限の新設について「今年八月から開始するというのが患者の皆様の意向にも沿うものだと考えております。」と答弁した(以下「総理答弁」という)。

しかし、令和七年十二月八日の第七回高額療養費制度の在り方に関する専門委員会及び令和八年三月十日の衆議院予算委員会公聴会において、患者団体の関係者は、世界保健機関が定義する「破滅的医療支出(医療費の自己負担額が医療費支払能力の四十%以上の状態)」を示すとともに、現行制度においても既に自己負担が限界に達している患者が存在する旨指摘した。このような指摘がある中、高額療養費制度の見直し全体が患者団体の意向に沿っているかのような政府答弁の妥当性については、重大な疑義がある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 総理答弁について、上野賢一郎厚生労働大臣は、令和八年四月十四日の記者会見において、「年間上限については、まさに患者団体の皆様からのご意向が強いもの」と述べている。年間上限の新設以外の高額療養費制度の見直し項目のうち、「月額上限の引上げ」については「患者団体の皆様からのご意向が強い」と認識しているか、政府の見解を示されたい。意向が強いと認識している場合、その根拠となる患者団体の主張や関係者の発言等を具体的に示されたい。

二 前記患者団体の関係者の指摘を踏まえ、高額療養費制度の見直しは患者の生活に与える影響について、見直し項目ごとに政府の評価を示されたい。また、見直し項目のうち、特に、患者の生活に直接大幅な負担増の影響を及ぼし得る項目について、政府の認識を示されたい。

三 政府は、「破滅的医療支出」の概念について、我が国の医療政策における評価指標としてどのように認識しているか示されたい。また、我が国における同概念に該当する患者の実態について把握しているか、併せて示されたい。

四 政府は、現行及び見直し後の高額療養費制度における「破滅的医療支出」に該当する患者の人数及び割合の試算又は分析を行っているか示されたい。試算又は分析を行っている場合、その内容を示されたい。試算又は分析を行っていない場合、その理由を明らかにされたい。

五 前記患者団体の関係者の指摘について、政府はどのように受け止め、高額療養費制度の見直しにどのように反映させたか、具体的に示されたい。

六 総理答弁では、高額療養費の年間上限の新設については、患者の皆様意向にも沿うもの」と

している一方、高額療養費制度の見直しについては「多くの関係者と丁寧な議論を積み重ねた上で決定したもの」としており、見直し全体については患者の意向に沿っているとは言えないと考える。政府は、「破滅的医療支出」に該当する患者が存在し続けることが患者の意向に沿うものと考えているか、認識を示されたい。意向に沿うと認識している場合、その根拠となる患者団体の主張や関係者の発言等を具体的に示されたい。

右質問する。

令和八年四月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出高額療養費制度の見直しが患者の意向に沿うものであるという総理答弁と破滅的医療支出との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出高額療養費制度の見直しが患者の意向に沿うものであるという総理答弁と破滅的医療支出との関係に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「月額上限の引上げ」については、「患者団体」の方にも参画いただいた社会保障審議会医療保険部会高額療養費制度の在り方に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)において取りまとめた「高額療養費制度の見直しの基本的な考え方」(令和七年十二月十六日公表)において、「高額療養費制度を取り巻く・・・課題や将来への制度の継承を確かなも

のとするためには、近年の医療費の伸び等により一定程度対応した形で自己負担限度額・・・の見直しを行っていくことの必要性は理解する」とされたことを踏まえ、これを行うこととしたものであり、また、例えば、令和七年十二月二十四日に一般社団法人全国がん患者団体連合会及び一般社団法人日本難病・疾病団体協議会が連名で発表した「高額療養費制度の見直しに関する共同声明」において、「月毎の限度額を引き上げられる場合でも、治療断念や生活破綻につながるということがないように更なる抑制を検討すること」等の「患者団体」の要望があったことについては承知しているが、お尋ねのように「患者団体」の「意向が強い」かどうかについては承知していない。

二について

お尋ねの「高額療養費制度の見直しが患者の生活に与える影響」については、「見直し項目ごと」ではなく、「見直し」の内容全体として「評価」を行っているところ、例えば、令和八年四月十五日の衆議院厚生労働委員会において、上野厚生労働大臣が「今回の見直しにおきましては、多数回該当の据置き、年間上限の新設、年収二百万円未満で課税対象となる方の多数回該当の金額の引下げなど、特に治療に係る経済的負担が厳しいと考えられる長期療養者や所得の低い方に十分配慮していると考えておりますので、必要な受診が抑制されることは想定していません」と述べているとおり、「評価」を行っており、また、お尋ねの「直接大幅な負担増」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「患者の生活に「高額療養費制度の見直し」が一定の「影響を及ぼす」ことに關しては、例えば、同

日の同委員会において、栗原厚生労働大臣政務官が「今回の見直しでは、制度全体の持続可能性を確保するために、低所得者の負担に考慮しつつ、負担上限を見直す。この一方で、・・・多数回該当、この金額を維持しております。また、加えて、長期にわたり治療を継続される方が御不安に感じる将来の医療費負担に見通しを立てやすくなるように、新たに年間の医療費負担に上限を設けるほか、年収二百万円未満の課税世帯の方の多数回該当の金額を引き下げることなど、長期療養者や低所得者へのセーフティーネット機能を強化したところでございます」と述べているとおり、「高額療養費制度の見直し」の内容全体として、医療費の負担に配慮しているところである。

三の前提について

御指摘の「評価指標」の具体的に意味するところが明らかではないが、お尋ねの「破滅的医療支出」の「概念」に関しては、令和八年三月二十四日の参議院厚生労働委員会において、上野厚生労働大臣が「いわゆる破滅的医療支出でございしますが、この概念は、WHOが家計の支払能力の四十パーセント以上である医療費支出と定義をしております。(中略)その上で、今回の専門委員会における議論の過程においても、事務局からいわゆるこの概念としての破滅的医療支出の議論、こうしたものを参考にして、家計調査を用いて、家計の総収入から税、社会保険料、生活費、これを控除した額と年間の自己負担限度額を比較した資料を提出をし、御議論をいただいております」と答弁しているとおりであり、今回の高額療養費制度の見直しの議論において参考としているところである。

三の後段について

お尋ねの「同概念に該当する患者の実態」については、患者の置かれた状況は様々であること等から、網羅的に把握していないが、例えば、令和七年十一月二十一日開催の第六回専門委員会(以下「第六回専門委員会」という。)において、委員から「様々な限界があるデータではございますが、特に低所得の方を中心に、既に破滅的医療費支出に該当している方々が一定程度いらつしやるということが想像できるかと考えます」等の発言があったものと承知している。

四について

御指摘の「破滅的医療支出」に関しては、専門委員会において、患者の置かれた状況は様々であるとの認識の下、例えば、令和七年六月三十日開催の第二回専門委員会において、委員から「家計への影響について分かるように、具体的な仮のモデルを設定したイメージを出していたきたい」との発言があったこと等を踏まえ、お尋ねの「破滅的医療支出」に該当する患者の人数及び割合の試算又は分析を行うのではなく、これに関する議論に資するよう、例えば、令和七年十月二十二日開催の第五回専門委員会の資料一「高額療養費制度について」の「胃がん患者の医療費負担の例」等において、「傷病」や「年収」等ごと的高額療養費制度の適用後の「自己負担」並びに「食費」、「光熱水費」、「住居費」、「税・社会保険料」及び「その他」の「家計の状況(年間)」の「例」や、第六回専門委員会の資料二「高額療養費制度について」の「高額療養費制度における自己負担限度額と家計の状況」において、「総務省「家計調査」・・・における同年収階級の総収入(実収入)」ことの「現行の高額

療養費制度における自己負担と、家計の総収入から「社会保険料等の非消費支出」及び「生活費・・・」を控除した額の「比較」等を示しているところである。

五について

お尋ねの「患者団体の関係者の指摘」については、令和七年十二月八日開催の第七回専門委員会において、委員から「長期に療養される方や、・・・所得の低い方等には、十分な配慮が必要」等の発言があったことから、特に所得の低い方を始め長期にわたって治療を受けられる患者にとって、医療費の負担が過大となっているのではないかと趣旨と受け止めており、こうした御意見や、第六回専門委員会において、委員から「現在の多数回該当のみの制度では、長期利用者の生活への影響を緩和することが難しいと思われますので、年間上限を加えることも考慮しながら制度を考える必要がある」との発言があったこと等を踏まえ、お尋ねの「高額療養費制度の見直し」に当たっては、二についてで述べたとおり、「多数回該当・・・の金額を維持し・・・新たに年間の医療費負担に上限を設けるほか、年収二百万円未満の課税世帯の方の多数回該当の金額を引き下げるなど、長期療養者や低所得者へのセーフティーネット機能を強化」して行うこととしたところである。

六について

お尋ねの「破滅的医療支出」に該当する患者が存在し続けることが患者の意向に沿うものと考えているか」の趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、「破滅的医療支出」に該当する「ことが患者の意向に沿う」といった「患者団体の主張や関係者の発言等」は承知してい

ない。その上で、「破滅的医療支出」に関しては、四についてで述べたとおり、これに関する議論に資するよう、専門委員会において資料を示し、議論がなされたところであり、令和八年四月十五日の衆議院厚生労働委員会において、上野厚生労働大臣が「見直しに当たりましては、患者団体の方にも御参画をいただいた専門委員会におきまして、計九回の議論を重ねてまいりました。・・・第八回の専門委員会におきまして、見直しの考え方で整理、合意をいただいておりますが、その際、低所得者の負担に配慮しつつ、一人当たり医療費の伸びに応じて月額上限額を見直すこと、また、応能負担という観点に基づき所得区分の細分化を行うが、その際、現在の限度額から著しく増加することがないように配慮すること、また、・・・多数回該当の金額の維持、年間上限の創設や、年収二百万円未満の課税世帯の方の多数回該当の金額の引下げなどもセーフティーネット機能の強化の観点から実施をしております」と答弁しているとおり、高額療養費制度の見直しを行うこととしたところである。

警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用義務に係る規律の不均衡に関する質問主意書



警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用義務に係る規律の不均衡に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和八年四月十七日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用義務に係る規律の不均衡に関する質問主意書

警察官及び自衛官はいずれも国民に対して公権力を体现する存在であり、その制服は単なる被服ではなく、権限と責任を象徴するものである。しかし、勤務時間外における制服着用義務に係る規律については、警察官と自衛官との間で著しい差異が存在している。

警察官については、警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）第四条において、勤務中は制服を着用しなければならないと規定されているが、勤務時間外の着用に係る規定はない。一方、自衛官については、自衛官服装規則（昭和三十一年防衛庁訓令第四号）第六条において、「常時制服等を着用しなければならない」と規定され、例外として、同条各号に掲げる勤務時間外等の場合には、「制服等を着用しないことができる」とされているが、勤務時間外の着用を制限又は禁止する規定はない。

このように、警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用義務に係る規律の不均衡については、制度上の整合性及び合理性の観点から重大な疑義がある。

以上を踏まえて、以下質問する。

- 一 警察官の勤務時間外における制服着用は、制限又は禁止されているか示されたい。制限又は禁止されている場合、法令上及び内部規則上の根拠を示すとともに、制限又は禁止する理由及び必要性について、政府の見解を示されたい。
- 二 自衛官服装規則第六条において自衛官の勤務時間外における制服着用を制限又は禁止していない理由を示されたい。

三 警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用義務に係る規律が異なる法制上の理由を示されたい。

四 警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用が国民の信用及び信頼に与える影響について、両者の間に本質的な差異はないと考えるが、政府の認識を示されたい。差異があるとする場合、その理由を具体的に示されたい。

五 国民の信用及び信頼を確保する観点から、自衛官の勤務時間外における制服着用については、原則として制限又は禁止することが合理的であり、自衛官服装規則を改正すべきと考えられるが政府の認識を示されたい。制限又は禁止する必要がないとする場合、その理由を示されたい。

右質問する。

令和八年四月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用義務に係る規律の不均衡に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用義務に係る規律の不均衡に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「内部規則上の根拠」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、警察官の服制については警察官の服制に関する規則

(昭和三十一年国家公安委員会規則第四号)において規定されているところ、同規則においては、お尋ねの「警察官の勤務時間外における制服着用」を「制限又は禁止」する明文の規定はないが、都道府県警察において、「警察官の勤務時間外における制服着用」を「制限」している場合があることは承知しており、その「理由及び必要性」については、各都道府県警察において判断しているものと承知している。

二について

お尋ねについては、自衛隊員の品位を保つ義務として、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第五十八条第一項において、隊員は常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけてはならないとされ、同条第二項において、自衛官は制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならないとされていることから、自衛官服装規則(昭和三十三年防衛庁訓令第四号)第六条本文において常時制服等を着用しなければならないこととしている。

三について

お尋ねについては、任務の性質や品位を保つ義務を踏まえたものである。具体的には、警察官については、必要な場合には、法令に基づき、人の身体又は財産に実力を行使するという、一般の公務員とは異なる特殊の権限を有するものであることから、一見して容易にその身分を識別することができるよう、警察官の制服に関する規則第四条第一項において、「勤務中は、制服・・・を着用し・・・なければならない」としてあり、勤務時間外において、警察官が制服等を着用することは想定していない。また、自衛官については、二についてでお

答えたとおり、自衛隊員の品位を保つ義務として、自衛隊法第五十八条第一項において、隊員は常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけてはならないとされ、同条第二項において、自衛官は制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならないとされていることから、自衛官服装規則第六条本文において常時制服等を着用しなければならないこととしている。一方で、その例外として、同条ただし書において、休暇中や勤務時間外において自衛隊の施設外にいる場合等は制服等を着用しないことができる旨規定しているところである。

四について

お尋ねの「警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用が国民の信用及び信頼に与える影響」については様々な要因が影響すると思われることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

五について

自衛隊員の品位を保つ義務として、自衛隊法第五十八条第一項において、隊員は常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけてはならないとされ、同条第二項において、自衛官は制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならないとされていることから、自衛官服装規則第六条本文において常時制服等を着用しなければならないこととしていることは、国民の信用を確保する観点から合理性があるものと考えており、「自衛官の勤務時間外における制服着用については、原則として制限又は禁止することが合理的」との御指摘は当たらず、同規則の改正は考えていない。

